

P1 第5次 韓・日会談 予備会談
在日韓人の法的地位委員会
会議録及び訓令・非公式会談報告、
1960 - 61

分類番号 723.1 JA
登録番号 712

P2 索引目録
分類番号 登録番号 生産課 生産年度 フィルム番号 ファイル フレーム番号
723.1 JA 712 亜州課 1961 主題 番号 番号 始まり 終り
法 1960-1961 C1 - 0004 07 0001 ~ 0231

機能名称： 第五次 韓日会談 予備会談 (1960.10.25-61.5.15)
在日韓人の法的地位委員会会議録及び訓令・非公式会談報告、1960 - 61

一連番号	内 容	頁
1	会議報告	0004
-1	第一次、1960.11.7	0005
-2	第二次、1960.11.14	0015
-3	第三次、1960.11.25	0025
-4	第四次、1960.12.5	0038
-5	第五次、1960.12.12	0049
-6	第六次、1960.12.19	0061
-7	第七次、1960.11.14	0071
-8	第八次、1961.3.2	0090
-9	第九次、1961.4.6	0104
-10	第一〇次、1961.4.27	0113
2	訓令・非公式会談報告	0127 ~ 0231

P3.分類番号 723.1 JA 登録番号 712 保存期間 永久甲
法 1960-61

機能名称： 第五次 韓日会談 予備会談 (1960.10.25-61.5.15)
在日韓人の法的地位委員会会議録及び
訓令・非公式会談報告、1960 - 61

生産課 亜州課 生産年度 1961

内容：

1. 会議報告
- 1-1 第一次、1960.11.7
- 1-2 第二次、1960.11.14
- 1-3 第三次、1960.11.25
- 1-4 第四次、1960.12.5
- 1-5 第五次、1960.12.12

- 1-6 第六次、1960.12.19
- 1-7 第七次、1960.11.14
- 1-8 第八次、1961.3.2
- 1-9 第九次、1961.4.6
- 1-10 第一〇次、1961.4.27
- 2. 訓令・非公式会談報告 1960-61

P4 1. 会議報告

P5 1-1 第一次、1960.11.7

P6 大韓民国外務部

着信電報
東京代表

番号：TM-1139
日時：7日 17:45

受信人：外務部長官 貴下

今日 11 月 7 日午後 3 時から 3 時 50 分まで日本外務省会議室で「在日韓人の法的地位に関する委員会」第一回会議を持ったので、その会議内容の概要を下のように報告し、詳細な内容は次のパウチ便でお送りいたします。

1. 日本側高瀬首席委員は日韓友好関係の樹立のために努力すると挨拶した後、日本側委員を紹介した。
2. わが側首席委員厳公使は在日僑胞 60 万が日本に暮らすようになった原因は、過去の政治的問題に連携したことを指摘し、在日僑胞が日本で生活できるようにする法的地位保障に重大な関心を持つことを話した後、わが側委員を紹介した。
3. 本委員会の会議進行方法としては、1958 年 10 月にわが側で提案したところのある協定案に規定されている国籍問題、永住権問題、強制退去問題等に関して新しく個別的にその原則問題を討議し、討議結果合意できた部分は合議議事録を作成する方式に依ることにした。
4. 本委員会第二次会議を 11 月 14 日(月曜日)午後 3 時から開催し、最初に在日韓人の永住権問題から具体的討議を始めることで合意した。

以上

首席代表

P7 在日韓人の法的地位に関する委員会
第一回会議 議事録

日時：檀紀 4293 年(1960 年)11 月 7 日午後 3 時から 3 時 50 分まで

場所：日本外務省会議室

出席者:

韓国側：厳堯燮公使、金潤根代表、陳弼植代表(オブザーバー)、文哲淳代表、
厳永達亜州課長、鄭一永専門委員、李秀佑二等書記官(通訳)、
権泰雄三等書記官

日本側：高瀬侍郎法務省入国管理局長、臼田彦太郎法務省入国管理局次長、
長谷川信蔵法務省民事局第五課長、森純造法務省入国審査課長、

P8 清水四郎法務省入国管理局総務課長、人見鉄三郎資格審査課長、
平塚子之一警備課長、小笠原正勝登録課長、山形栄治大蔵省管理課長、

宮崎智雄大蔵省事務官、加治木俊道大蔵省税関部業務課長、
鈴木大蔵省事務官、兼松武外務省条約課長、前田利一外務省北東亜課長、
柳谷謙介外務省事務官、井口武夫外務省条約局事務官、
堂ノ脇光郎外務省事務官、池部健外務省事務官、鶴田剛外務省事務官

P9

高瀬：今日から在日韓人の法的地位に関する委員会会談を始めるに際して、日本側としては微力だが日韓友好関係の百年の大系のために努力する決意を表明するものであります。(日本側委員を連呼紹介した。)

蔵公使：日本側委員の皆さんと在日韓人の法的地位に関して論議することになったを喜ばしく思うものです。世界において60万の僑胞を持つのは、日本においての在日韓人に限られるだろう。このように60万という僑胞が暮らすようになった原因は、過去の政治的問題に連携するもので、彼ら僑胞が日本で安心して暮らせる法的地位保障に関して、われわれは至大な関心を持っている。現在進行している僑胞北送問題も日本における彼らの法的地位が堅固でないところにあると考え、このような重大な問題を論議するにおいて、お互いに理解し将来を見渡しながらかつて的な結果をもたらすことを望む。(韓国側委員を紹介した。)

高瀬：会議進行に関して意見がお有りならお話しいただきたい。

P10 蔵公使：用語、議事録作成、新聞発表に関しては、全体会議のようにしたら良いだろう。これに同意するなら、わが側事務官で責任者としては蔵永達亜州課長を指定したい。

高瀬：同意する。ひとつ新聞発表に関して、毎会議ごとに発表する必要があるのか聞きたい。

蔵公使：毎会議ごと新聞発表を行うのではなく、その時その時の状況に依るものだろうから、これに関する責任者を定めて置くのが良いということだ。

高瀬：異議はない。日本側としては外務省前田北東亜課長を指定する。

蔵公使：もうひとつ法的地位委員会会議進行に関して提案したいのは、今後在日韓人の永住権問題、強制退去問題、帰国僑胞問題、国籍問題等に関して討議を進行するのだが、まずこれら諸問題に関して原則問題から討議し、討議の結果合意できた原則は合議議事録を作成して、確定させるようにするのはどうだろう。

P11 高瀬：そのような方式に対して異議はないが、原則とは現実的にどのような内容を意味するのか知りたい。

蔵公使：例えば国籍問題等個々の問題に関しては討議して、合意に到達したら議事録を作成するということだ。

高瀬：良いと思う。前回の会議の時(1958年10月)韓国側で提案した協定案はどう取扱われるのか?

蔵公使：韓国に新政府が樹立し新しい立場で韓日会談を始めたのだから、1958年10月に提案した協定案をそのまま提出するつもりはない。しかし同協定案に規定されている在日僑胞の永住権、財産権等の内容を新しく検討討議すれば良いだろう。

高瀬：1958年10月の韓国側提案に拘束を受けないで、自由に討議しようというものとして解する。会議の頻度はどうすれば良いのか?

蔵公使：その時その時に定めるのだが、まず第二次会議は次の月曜日(11月14日)にしたら良い。

P12 高瀬：良いと思う。今日日本側から多くのメンバーが出席したが、これは紹介する意味であって、次の会議からは討議するテーマに直接又は深い関係を持つ者だけが出席して発言することを言って置く。次の月曜日の会議の討議に関して意見があれば聞く。

蔵公使 :今日の会議を挨拶程度で終えるのではなく、今日から会議を始めて在日韓人の法的地位の内容、例えば永住権問題等に関して全般的な意見を交換できたら良い。

高瀬 :異議ない。

蔵公使 :在日韓人の法的地位に関して、わが側で 1958 年 10 月に提案した協定案に対する日本側の意見を聞きたい。

高瀬 :日本側は、関係者は在日韓人の法的地位に関する早急な解決のために、これに対して鋭意検討したことがあり、1958 年 10 月の韓国側提案に対してもその内容を検討したし、個々の問題が提起されればそれに対する意見を陳述する。

P13 蔵公使 :1958 年 10 月の韓国側提案に対する日本側の解釈、又は印象を聞きたいのだ。

高瀬 :1958 年 10 月の韓国側提案は、日本側が持っている韓国側の最も最新な提案なので、われわれの検討はこれに基礎を置いている。新しく始まった本会談にかんして、同協定案は希望的な制定を表示していると考える。

蔵公使 :韓国に新政府が樹立したので過去の主張をそのまま主張しないし、新しい提案もしようというのだ。例えば強制退去、経済圏等の問題に関して新しい提案もしようというのであり、具体的な内容は追って言う。

高瀬 :例えば永住権問題に関して新しい意見、又は見解があれば聞きたい。

蔵公使 :1958 年 10 月の韓国側協定案第三条の原則に対しては異議がないが、同条第一項の二年という期限問題に関しては、在日僑胞の数を 60 万とすれば毎日平均 800 名が

P14 登録をしなければならなくなるので、その事務量に照らして二年という期限は延長されるべきだと思う。永住権の付与に関して日本側の意見を聞きたい。

高瀬 :第一に毎日 800 名登録云々に関する期限問題に関して、慎重に研究し次の機会に日本側の見解を披瀝する。

第二に永住権付与問題に関しては、在日韓人の状態を考慮して可能な限り円満な解決をもたらすよう鋭意努力する。

蔵公使 :次の月曜日の会議からは、今日話された永住権問題から具体的な討議を始めれば良いだろう。

高瀬 :良いと思う。

備考

1. 次の第二次会議は 11 月 14 日(月曜日)午後 3 時から日本外務省で開催することで合意した。

2. 本会議に関する新聞発表に関して

1) 今日の会議では両側委員の紹介があり

2) 第二次会議を 11 月 14 日に開催し、永住権問題から具体的な討議に入ること合意したということを発表しようというのに対して合意した。

以上

P15 1-5 第 2 次、1960.11.14

P16 大韓民国外務部

着信電報

東京

番号 : TM-1171

日時 : 14 日 15:00

受信人 : 外務部長官 貴下

今日 11 月 14 日午後 3 時から同 3 時 40 分まで日本外務省会議室で「在日韓人の法的地位に関する委員会」第二回会議を持ったので、その会議内容の概要をまず下のよう報告し、

詳細なことは次のパウチ便で送付いたします。

1. 日本側高瀬代表は 60 万在日僑胞の内訳を
 - 1) 太平洋戦争終戦以前から続けて日本に居住している者 39 万
 - 2) 終戦以後から平和条約発効時までに出生した者 12 万
 - 3) 平和条約が発効した(52.4.28)翌日から新しく登録された者 9 万の三範疇に分類し、日本側としては前記 1)の範疇に属する 39 万の在日韓人だけが永住権付与において特別な配慮を受けなければならないと主張した。

これに対してわが側蔵公使は、このような分類に捉われることなく、その子孫を含む全ての在日僑胞に対して永住権が付与されなければならないと主張した。
 2. 日本側高瀬代表は永住権付与に関する手続きに関して、韓国側が 1958 年 10 月協定案で提案したように大韓民国政府で発行する国籍証明書、又は登録証明書を所持する者に限って永住権を付与するという立場に変わりがないかの余否を質問し、この立場に変わりがない場合
 - 1)このような証明書発給に関して、どの程度身辺調査をするのか
 - 2)本人出頭主義なのか
- P17 3)証明書発給様式はどうするのか
- 4)登録という意味は韓国の「在外国民登録法」に依る登録なのかの 4 個項目に関して質問した。

これに対してわが側蔵公使は、1958 年 10 月の韓国側協定案で提案されたように大韓民国政府が発行する証明書に依拠して永住権を付与するという方針には変わりがないことを指摘し、基本的な手続きに関しては相互協議して良い方法を探すのが良いと発言した。
3. 日本側高瀬代表は第一次会議時に韓国側は、1958 年 10 月の韓国側協定案に規定された 2 年という期限は短いと言ったが、何年にするのを韓国側が希望するのかと質問したのに対して、

わが側蔵公使は 5 年の期限が適当だと提案した。
 4. 日本側高瀬代表が永住権の性質はどういうことを意味するのかに関して質問したのに対して、

わが側蔵公使は、この永住権は日本国内法規に規定された永住権ではなく、ひとつの特殊な永住権を意味するものであることを言った。
 - 5.次の第三次会議は 11 月 20 日(金曜日)午後 3 時から日本外務省で開催することにした。

以上

首席代表

P18 韓日会代 第 18 号

檀紀 4293 年(1960 年)11 月 21 日

第五次 韓日会談 予備会談
首席代表

外務部長官 貴下

件名：「在日韓人の法的地位に関する委員会」第二次会議
議事録送付の件

頭の件、11 月 14 日日本外務省会議室で開催された「在日韓人の法的地位に関する委員会」第二次会議議事録を別添のように送付いたします。

別添：同議事録 2 部

以上

P19 「在日韓人の法的地位に関する委員会」
第二次会議 議事録

日時：檀紀 4293 年(1960 年)11 月 14 日午後 3 時から 3 時 40 分まで

場所：日本外務省会議室

出席者：

韓国側：嚴堯燮公使、金潤根代表、陳弼植代表(オブザーバー)、文哲淳代表、
李秀佑二等書記官(通訳)、権泰雄三等書記官

日本側：第一次会議と同一。

P20 高瀬：第一次会議時に韓国側から提案のあった事項に関して意見を陳述するが、わが日本側としては日韓両国の歴史的関係と将来の友好関係増進のために、できるだけ在日韓人の処遇及び法的地位に関して友好的に処理するようにする。

第一に、前回の会議で嚴代表が 60 万僑胞に対する永住権許可問題に言及したが、この 60 万僑胞の内訳は、日本側資料(1959 年 4 月 1 日付)によると

- 1) 太平洋戦争終戦以前から続けて日本に居住している者 - 39 万
- 2) 終戦以後から平和条約発効時までに出産した者 - 12 万
- 3) 平和条約が発効した翌日から新しく登録された者 - 9 万

に分類されるが、日本側見解としては前記 1) の範疇に属する 39 万の在日韓人だけが永住権付与において、特別な配慮を受けなければならないと考える。

嚴公使：大韓民国政府としては、終戦以前から続けて居住している者が 39 万だろうが、又はその後に出産した子孫が 30 万だろうが、子孫を含む全ての在日僑胞に対して永住権が付与されなければならないと考える。親と子を分離するということは考えられないし、家庭本位で考えなければならないし、親と子を分離するということは人道的立場から不当なものだ。

高瀬：韓国側の立場はよく分かる。

P21 第二に永住権付与に関して、韓国政府はどのような措置又は取扱をするつもりか。即ち 1958 年 10 月に韓国側で提案した協定案によると、韓国政府で発行する国籍証明書又は登録証明書を所持する者に限って永住権を付与するというが、今この立場に変わりがないか?もしもこのような方針に変わりがないならば

- 1) このような証明書を発給するにおいて、どの程度在日韓人に対する身辺調査を行うのか
- 2) 本人出頭主義なのか
- 3) 証明書の発給様式はどうするのか
- 4) 登録という意味は韓国の「在外国民登録法」に依る登録なのか、又は在外国民登録法との関係はどういうものか。

嚴公使：永住権付与の手続きに関しては 1958 年 10 月韓国側が提出した協定案のように韓国政府が発行する登録証明書又は証明書に依拠しなければならないという方針には変わりがない。証明書の発給において身元調査をどの程度するのか、または様式をどうするのか等の問題は、原則が決定すれば事務的な問題に過ぎないので、互いに参考になる点があれば討議して良い方法を探すようにするのが良いと思う。

高瀬：前回の会議の時に韓国側から 1958 年 10 月の協定案第三条 1 項に規定されている 2

P22 年という期限は短いという意見があったが、

- 1) この期限は永住権許可申請を受けた時から、許可を完了する時までの行為の全期間

を言うものなのか。

2) 2年が短いのなら何年が適当だと思うのか

3) 相互協議によって良い方式を発見して手続きを簡略化し、年限を短くすることに対してどう思うか。

厳公使 : 1)の年限は、わが政府が日本政府に永住権付与に関する書類を提出する年限を意味する。

2) 何年が良いかという問題に関して、韓国側は5年にするのが適当だと思う。なぜならば現在、東京、大阪、福岡の3カ所に限って当代表部は事務所を持っているために、遠隔地に居住する僑胞は連絡が困難だろうからだ。

3) 手続きの簡少化に関しては、韓国側も可及的にこれを簡少化し、登録者に便利にする考えだ。しかし手続きの簡略化は、大韓民国政府を経由しないということの意味するのではない。

高瀬 : 第四に永住と言うと日本側は、日本国内法上の永住と解釈する傾向があるが、韓国側ではどのような性質の永住を意味するのか。永住という用語は、日本出入国管理令第四条及び第22条に規定されていて、

イ) 永住者はその活動に制限がない(一般外国人は在留資格以外の活動を行おうとする者は特別な許可を要する)

ロ) 在留期限に制限がない

ハ) 日本政府の再入国許可を予め貰えば、外国に一時旅行して帰って来ても永住資格を喪失しない

が、日本側はこのような性格を持つ永住と考えるのだが、韓国側の意見はどうか。

P23 厳公使 : 在日僑胞に対する永住権を、日本国内法上の永住を意味するならば何回も会議を開いて論議する必要もないだろう。在日僑胞の永住権とは特殊性を持つ永住権を意味するものだという事を、日本側は頭に入れて置いて欲しい。日本の出入国管理令に依れば、在日僑胞も強制退去の対象になるというが、これは在日僑胞の特殊性を考慮しないせいだ。特殊性を持つ在日僑胞に対して日本の国内法規を適用し、強制退去の対象にしようというのは不当なものだ。例えば日本の出入国管理令に依れば、貧困もひとつの強制退去の基準に規定されているが、在日僑胞を貧困云々と言って強制退去の対象にするならば、それこそ非人道的なものだ。

高瀬 : 韓国側の意見はよく聞いた。この会議で協議を進行するのに参考になり建設的な寄与があるものと思う。

永住権付与において子孫を含ませるものと了解しているが、子孫がロンドンやパリにいても日本に永住できるという意味なのか。

厳公使 : 永住権を持っていてもブラジルや米国に行き暮らせるだろうし、韓国に帰って来て暮らすこともできるだろう。もしも親が日本にいる場合、その子孫は望むならば何時でも親と一緒に永住できるのが人道的ではないか。

P24 高瀬 : 次の会議においては、今韓国側で陳述した意見を勧告して、日本側の意見を陳述する。

備考

1. 第三次会議は11月25日(金曜日)午後3時から開くことで合意した。

2. 新聞発表に関しては「永住権付与の手続き、性格と内容に関して相互意見交換を行った」という意で発表することで合意した。

以上

P25 1-3 第3次、1960.11.25

P26 大韓国外務部

着信電報
東京

番号 : TM-1172
日時 : 15 日 10:40

受信人 : 外務部長官 貴下

代 : MT-1170 号

代号電報で言及されたような観測があったのは事実だが、25日に法的地位委員会を続開することに決定しました。ただそれ以外の委員会の事務は活発に進行するとは思えないので、25日以後の会議進行に関してはまた政府に報告いたします。

以上

首席代表

P27 大韓国外務部

着信電報
東京

番号 : TM-11137
日時 : 25 日 17:00

受信人 : 外務部長官 貴下

法的地位委員会第三次会議開催報告の件

頭の件、在日韓人法的地位委員会第三次会議を次のように開催しましたのでここに報告するものです。

- 記 -

1.1960年11月25日午後3時から同3時50分まで50分間、日本外務省会議室で開催した。
2.まず日本側は、第二次会議で韓国側が取った立場に対して日本側が正確に理解していることを確認した後、韓国側の立場に対する日本側の意見を次のように説明した。

(1) 永住権を付与する在日韓人の範囲 :

イ) 太平洋戦争前から日本に居住する韓人、及びその子孫全部に対して永住権を付与するのは困難だ。

ロ) しかし太平洋戦争前から続けて日本に居住した者と、サンフランシスコ平和条約発効時までに日本で出生し、続けて居住した者に対しては永住権を付与する考えだ。

ハ) 現在日本外に居住する者と、その後出生した子孫に対しては永住権を付与できない。

(2) 韓国側が発給した証明書を永住権発給の要件にするという点に対して :

イ) 韓国側提案は申請、審査、発給の順序に依って永住権を個別的に発給しようという提案だが、日本側としては包括的発給の方法もあると思うので、この点に対して韓国側と討議したい。

P28 ロ) 韓国側が発給する証明書の発給申請をしない者、又はまだ永住権申請をしない者に対する措置を討議したい。

(3) 申請期間を5年にする問題に対して :

韓国側は在日韓人の子孫も永住権付与の対象になると提案したが、永住権申請期限を5年にしようというのは何の意味なのか韓国側の意見を聞きたい。

(4) 永住権を受けた者は日本の国内法(退去強制)から排除されるべきという問題に対して : 特殊考慮はするが、全面的に日本の退去強制規定から排除はできない。

3.これに対して韓国側は、サンフランシスコ平和条約発効以後に日本で出生した韓人に対しても、永住権を与えなければならないと言い、日本側の説明に対する韓国側の公式意見は

次の会議で陳述すると言った。
4.次の会議は12月5日(月曜日)に開催することに決定した。 以上
首席代表
1960.11.26.AM9:30

P29 韓日会代 第20号

檀紀4293年(1960年)11月29日

韓日会談 首席代表

外務部長官 貴下

件名：第五次韓日会談予備会談、在日韓人法的地位委員会第3次会談会議録送付の件
(連電文報告 TM-11137号)

頭の件、去る11月25日に開催された在日韓人法的地位委員会第三次会談会議録を別添のように送付いたします。

- 別添：1) 在日韓人法的地位委員会第三次会談会議録2通
2) 在日韓人の永住権に対する日本側意見書1通

P30

第五次韓日会談予備会談
在日韓人法的地位委員会第三次会談
会議録

1.会議日時及び場所：1960年11月25日午後3時から同3時50分まで日本外務省会議室で

2.会議出席者： 韓国側：首席委員嚴堯燮、
委員李天祥、文哲淳、鄭一永、権泰雄
オブザーバー朴相斗

日本側：主事高瀬侍郎、平賀健太

副主事白田彦太郎

補佐長谷川信蔵、志水志郎、森純造、人見鉄三郎、神崎量平、
平塚子之一、小笠原正勝、池上努、兼松武、前田利一、柳谷謙介、
井口武夫、堂ノ脇光郎、池部健、鶴田剛

3.会議概要：

嚴堯燮代表：会議に入る前に弁護士李天祥代表を紹介する。これから李天祥代表が金潤根代表に代わって本委員会会議に出席するでしょう。

高瀬代表：日本側も平賀代表を紹介しようと思う。平賀代表はその間、ヨーロッパに旅行中だったのだが、今回帰国したので今日の会議に出席した。

それでは今から在日韓人の法的地位委員会第3次会談を開こうと思う。

まず、前回の会議で韓国側が提案した問題に対して、日本側が正確に理解していることを確認しようと思う。在日韓人の永住権問題に対して、韓国側は次のように提案したものと日本側は理解している。

(1) 日本が永住権を付与する在日韓人の範囲：

イ) 太平洋戦争以前から日本に続けて居住して来た韓人及びその子孫

ロ) 一旦永住許可を得た者で再入国許可を得て出国した者

(2) 日本に永住許可を申請するのに必要な書類：

韓国政府で発給する証明書を添付させることと、このような証明書を添付しない者に対しては永住権を付与しないこと。

- (3) 申請期間の期間：
在日韓人の法的地位に関する協定発効日から5年以内にする。
- P32 (4) 日本の国内法適用問題：
永住権を付与された韓人は日本の国内法適用から排除されなければならない。
 厳堯燮代表：日本側の理解に間違いはない。
 高瀬代表：それなら以上のような韓国側の提案に対して、日本側の意見を次のように説明しようと思う。
- 1) 永住権を付与する在日韓人の範囲に対して：
 (1) 在日韓人の子孫に対して永遠に永住権を付与するのは困難なことだ。ある外国人に子々孫々永住権を与えるということは、政治的にも社会的にも難しいことだ。
 しかしほとんどの在日韓人は太平洋戦争以前に日本へ来た。したがって彼らはサンフランシスコ平和条約の発効で外国人になる前までは、日本国籍を持っていた者たちだ。このように彼らは本人の意思によらず日本国籍を喪失した者なので、彼らに対して一般外国人とは異なる特殊待遇をするのは、日本政府の当然なことだ。
 問題はどの程度の特殊待遇をするかの範囲を定めることだが、合理的な範囲を定めようと色々検討した結果、次のような結果を得ることになった。
 即ち、イ) 太平洋戦争以前に日本へ来た韓人に対してはその特殊性を認め、特殊待遇をするのは当然なことだ。
 ロ) 韓国側の意見を尊重するという意味から、サンフランシスコ平和条約以前に日本で出生し、続けて居住した韓人の子孫に対しても特殊待遇をする。
- P33 日本は米国、ノルウェー、その他諸国とその国の国民の入国及び滞在に対して最恵国待遇をすることを協約している。しかしサンフランシスコ平和条約第二条に依って、日本が放棄した地域にオリジネイトした者に付与する特恵は、前記最恵国待遇の基準にならないという条項が設定されているので、前で説明した特殊韓人に特殊待遇をするのは可能だ。ところでこのオリジネイトした者と言ったのには、これから出生する子孫まで永遠に含まれると解釈することはできないので、韓人の子孫に永遠に永住権を付与するのは困難なことだ。
 厳堯燮代表：今仰られた内容を結論だけもう一度説明して欲しい。
 高瀬代表：日本側は在日韓人に付与する特殊待遇の合理的な限界を定めるために、色々検討した結果、次のような結論に達した。
 即ち、太平洋戦争以前に日本へ来た韓人に対してはその特殊性を考慮して、特殊待遇をするのは日本側としては当然なことだ。在日韓人の子孫に対しては永住権を認められないが、韓国側の意見を考慮してサンフランシスコ平和条約以前に日本で出生し、続けて日本に居住した者に対しても特殊待遇をする。
 (2) 次に在日韓人の子孫で現在日本外にいる者、及び将来出生する子孫に対しても永住権を付与するのは困難だ。
 離れた家族の再会問題は、個別的に人道的考慮をする。
- P34 厳堯燮代表：よくわかった。
 高瀬代表：
 2) 次に韓国政府発給の登録証明書に対して：
 韓国政府で発給する登録証明書を永住許可の要件にしようという提案に対しては次のように考える。

(1)同登録証明書添付を永住許可付与の要件にしようというのは、個別的な方法で処理しようということだが、それ以外にも合理的で簡便な方法があることと思われるので、この点に対して韓国側の意見を聞いて再検討したい。

(2)永住許可の申請をしない者と、韓国政府の登録証明書を得られない者に対しては、どのように処理するべきかも再検討するべき問題だ。

3) 永住許可申請期間に対して：

韓国側は在日韓人の子孫に対しても永遠に永住権を主張しながら、申請期間は協定発効後5年に限定しようとして提案しているが、これをよく理解できないのもう一度説明して欲しい。

4) 退去強制に対して：

永住権を得た韓人に対して個別的に好意的な考慮は充分するが、全般的に日本の退去強制に関する法の適用から排除することはできない。

厳堯燮代表：永住権は個別的と同時に家族的なものと思う。したがって永住権付与の対象になる家族には、子々孫々永住権を付与しなければならない。

前で高瀬日本側代表は、在日韓人に対して特殊な考慮をせよと言いつつ、また退去強制問題においては日本国内法から排除できないと言ったが、退去強制に対してもある程度特殊考慮をするのか、または全般的に適用を受けるようになるのか？

P35

高瀬代表：永住権を得た韓人に対して、日本法の全般的な排除はできない。

厳堯燮代表：今説明された日本側の意見を書面でくれれば、それを検討して次の会議でそれに対する韓国側の意見を話す。

高瀬代表：今すぐに書面で渡せる準備ができていない。そして現在会議が書面交換の段階にあるのかも検討しなければならないと思う。

厳堯燮代表：永住許可申請において、韓国政府発給の登録証明書を添付させる以外の方法とはどんな方法なのか具体的に説明していただければと思う。

高瀬代表：韓国側は個別的に申請 - 審査 - 発給の順序による方法を考慮していると思われるが、日本側としては包括的な方法を考えている。

申請をしない者、又は韓国政府の登録証を得られない者等の問題も、包括的な方法で永住権を付与すれば解決すると思う。

P36

厳堯燮代表：韓国側として理解をはっきりさせるためにひとつお尋ねしたい。前で高瀬代表は、サンフランシスコ平和条約発効以前に日本で出生した韓人に対しては永住権を付与すると言ったが、それならその後出生した者はどう取扱うのか？

高瀬代表：普通の外国人だ。

厳堯燮代表：日本側の意見を検討した後、次の会議で韓国側の意見を言う。

高瀬代表：それなら今われわれが討議する問題は法的問題だから、用語等に正確を期さなければならないので、今日お話しした日本側の意見を文書で作ってお渡しする。

もうひとつ意見がある。両側が共同で努力して早急に満足な結論を得るために、しょっちゅう実務者会議を持ったらと思う。

厳堯燮代表：われわれはまだ原則の合意を見られないでいる。まず原則の合意後、技術的な問題は実務者会議を開いて討議するのがよいと思う。

高瀬代表：私の意見としては、その合意された結論を得るために実務者会議を持とうということだ。

P37

厳堯燮代表：この問題は非公式会議で決定しよう。

高瀬代表：よい。それなら日本側の意見を文章化したものは来週初めに渡す。

厳堯燮代表：次の会議は何時がよいか？12月5日月曜日だろうか？

高瀬代表：よいと思う。午後3時にしよう。

次の新聞発表はどうしたら良いのか？永住権問題に対して両側の意見を交換したとするのはどうだろう？

齋藤代表：よい。

P38 1-4 第4次、1960.12.5

P39 大韓民国外務部

着信電報
東京

番号：TM-1225

日時：5日 16:40

受信人：外務部長官 貴下

今日午後3時日本外務省会議室で開催された在日韓人法的地位委員会第四次会議の結果を下のように報告するものです。

1. 齋首席委員は前回会議で日本側が提出したイ) 永住権付与範囲、ロ) 登録方法、ハ) 申請期間及び、二) 退去強制に関する意見書を検討した結果である、わが側の立場を披瀝した。(齋首席委員が披瀝したわが側の立場は、明日パウチ便で韓日会代第23号で送付します。)
2. 日本側はわが側の立場を検討して、次の会議で日本側の意見を披瀝するとした。
3. 日本側は各問題に対してWORKING GROUPを出して、両国政府を拘束しないという前提下に研究討議させようと提議したが、わが側は首席委員間で原則問題に対する意見交換があった後に、これに対するわが側立場を明らかにすると言った。
4. これによって両側首席委員が12月8日に非公式で会合することにして、また次の第五次会議は12月12日午後3時に開催することで合意した。

(会議録は次のパウチ便で送付いたします) 以上

韓日会談 首席代表

1960.12.6.AM9:30

P40 韓日会代 第23号

檀紀4293年(1960年)12月5日

外務部長官 貴下

第五次韓日会談予備会談 首席代表 兪鎮午

件名：在日韓人法的地位委員会第4次会議で韓国側が提示した永住権に対する立場説明書送付に関する件

(連TM-1225号、12月5日付)

頭の件、檀紀4293年(1960年)12月5日に開催された在日韓人法的地位委員会第四次会議で、前回会議時に日本側が提出した永住権等に関する意見書に対するわが側立場を別添のように闡明にしたので、ここに送付いたします。

(会議録は次のパウチ便で別途送付いたします)

以上

P41

1. 永住権を付与受ける者の範囲に関して

(1) 日本側は永住権を付与受けるべき在日韓人の範囲に関して

イ) 太平洋戦争終戦以前に日本に渡って来て続けて居住する者、

ロ)このような者の子孫で、平和条約発効時まで日本で出生し、続けて日本に居住する者に限定し、

その根拠として

イ) 在日韓人は平和条約発効によって、自らの意思によらず日本国籍を喪失した

ロ)通商航海条約を締結している締約国国民に対して日本は最恵国待遇を約定しているが、例えこのような条約で平和条約によって日本から離脱した地域に原籍を持つ者に日本が付与する権利、または特権に関しては最恵国民待遇は適用されないという留保条項を規定しているが、この留保条項は平和条約発効以後に出生した子孫にまで適用されるとは解釈できないというふたつの点を掲げている。

しかし韓国側は在日韓人に対して特殊な永住権が付与されなければならないということ、日本側が言う「平和条約発効によって在日韓国人が日本の国籍喪失」云々に因るものではなく、彼らが渡日して日本に定着するようになった特殊な背景にあると考えるのである。特に彼ら在日韓人に関してはその血統上の俗人的な由来だけでなく、彼らが日本で出生したことに因り、生活の根拠が持つ不可分の属地的関連性に鑑みても、彼らの子孫は戦前の範疇に属する在日韓人に比べて、よりマシな処遇を受けて当然な、サンフランシスコ平和条約発効日というひとつの時点起票にした出生事実の前後如何によって、特殊永住権の取得において差別的に取扱われる何らの根拠もないと考えるものである。

P42

また日本側が永住権付与の限界を確定する、もうひとつの理由として挙げる通商航海条約の留保条項に関する見解解釈に関しても、このような留保条項こそ条約当事国国民に付与する最恵国民待遇という、一般外国人に付与する最上の範囲から抜け出した特殊な権利又は特権を、平和条約発効によって離脱した地域に原籍を持つ者に付与できるということ前提にしたものであり、このような前提を締約当時国の米国、ノルウェー等も承認しているという立証に過ぎず、同留保条項は出生事実が平和条約発効以前か以後かという事実によって、その適用を異なるようにするとは解釈できないと考える。

(2) 在日韓国人の子孫で現在日本外にいる者、又は将来日本国外で出生する者に対しては、離散家族の再会による家族本位の生活のために、原則的に永住権が付与されなければならないと考えるが、日本側で離散家族の再会問題に関して人道的見地から措置する一般的基準を提示してくれれば、これを検討する用意がある。

P43

2. 韓国政府が発給する登録証明書に関して

(1) 永住権付与の方式に関して、日本側で言う簡便で双方が満足するだけの方法があるならば、韓国側はこれに対して異議がないが、そのような方法に関する日本側の具体的意見を聞かせてくれればよい。

(2)登録を怠慢する者、又は登録証明書を取得しない者に対する取扱問題も日本側と検討して対策を講究したい。

3. 永住権付与期間と永住権を付与受ける者の範囲に関して

この問題は永住権を付与する方式とも関連するが、協定発効日以前に出生した在日韓人の子孫は5年の申請期間内に申請しなければならないし、協定発効日以後に出生する彼らの子孫に対しては、期限の適用なく永住権が付与されなければならないと考える。

4. 強制退去問題に関して

日本側で永住権者の特殊な地位を考慮して強制退去の実施に関して好意的な取扱をする用意があると言うが、どの程度日本国法令の適用から排除されるのか具体的に提示して

くれれば、それを検討する。

P44 韓日予会 第 30 号
檀紀 4293 年(1960 年)12 月 17 日

外務部長官 貴下

第五次韓日会談予備会談 首席代表 兪鎮午

件名：在日韓人法的地位委員会第 4 次会談会議録送付の件

頭の件、在日韓人法的地位委員会第四次会談の経過を記述した会議録を別添のように送付いたします。

別添：会議録

以上

P45 会議録
第五次韓日会談予備会談
在日韓人法的地位委員会第四次会談 会議録

1.日時及び場所：檀紀 4293 年(1960 年)12 月 5 日午後 3 時 - 3 時 30 分

日本外務省会議室

2.出席者：

韓国側： 嚴堯燮 首席委員

李天祥、文哲淳 代表

嚴永達、鄭一永 専門委員

権泰雄、崔侑洙(オブザーバー) 補佐官

日本側： 高瀬侍郎、平賀健太 主事

臼田彦太郎 副主事

長谷川信蔵、志水志郎、森純造、人見鉄三郎、神崎量平、

平塚子之一、小笠原正勝、池上努、前田利一、兼松武 補佐

ト部敏男(オブザーバー)、宇山厚 代表

P46

3.討議内容：

嚴 首席委員 - 先週に日本側から在日韓人の法的地位に関する意見を書面で送られたものを検討したところ、今日はその研究した結果として韓国側の意見をお話ししようと思う。

(ここで嚴堯燮首席委員は日本側意見に対する別添のような韓国側見解を披瀝した。

註：本別添物は既に 1960 年 12 月 5 日付韓日例会第 23 号で本部に送付したことがある。)

高瀬首席委員 - 今、嚴代表から永住権付与の範囲、申請方法、申請期間及び退去強制問題に関する日本側意見に対する、とても誠意ある検討結果としての韓国側意見開陳はよく聞いた。日本側としてもこれを慎重に検討して、次の機会にその立場を明かす。ところで今日話された見解は、これを書面化して貰えるのか。

嚴 首席委員 - よい。

高瀬首席委員 - それならわれわれは前回われわれが韓国側に送った意見書と同じ性質のものとして、これを受け取る。

今、嚴代表が発言されたのを聞くと、ある種類の問題に対してはより具体的に輪郭が表れたし、今や大体問題の性質が露呈したと言えるので、前回にも本人が

言ったように両側で WORKING GROUP を任命して、相互自分の側の政府を拘束しないという前提下に、この 4 個の問題を WORK OUT(練習)させるのはどうか。

P47 廠 首席委員 - その点に対しては両側首席委員間で、もう少し具体的な面に対する意見交換を行った後にそうするのだと思うが、今日のわが側の意見に対して日本側から回答をして来る時、具体的にわが側の立場を明らかにする。

高瀬首席委員 - 今、廠代表が表明された意向に対しては本人も同感だ。この問題の解決を目標にして両側首席委員間の意見交換をすることは、本人も快く応じようというものだ。

ひとつ付け加えるのは今、廠代表が発言された内、第四項の退去強制問題に対して具体的な方策を提示してくれば、韓国側でこれを検討する用意があると言ったが、わが側でもこの退去強制問題に対して具体的に詳細な状況を今日説明しようと準備して来たが、これを説明する前に韓国側から意見開陳があった。今でも韓国側で参考に聞いてくれるなら説明する。

廠 首席委員 - 今仰ったのは日本の出入国管理法の適用状況及びこれに基づく現況を説明されるということか。

高瀬首席委員 - それだけだ。勿論韓国側でもよくご存知だろうと思っているが。

廠 首席委員 - それならわれわれが皆知っている話なので、もう一度聞く必要はない。他に話したいことはあるか。

P48 高瀬首席委員 - 今としては別に他のものを持っていない。

廠 首席委員 - それなら次の会議の時間を定めたらどうか。

高瀬首席委員 - よいと思う。韓国側に腹案があるのか。

廠 首席委員 - 首席委員間の非公式会合は次の 12 月 8 日(木曜日)正午に、そして第五次会議は 12 月 12 日(月曜日)午後 3 時に開催するのはどうか。

高瀬首席委員 - よい。それでは今日はここまでで散回しよう。

以上

P49 1-5 第 5 次、1960.12.12

P50 大韓民国外務部

着信電報
東京

番号 : TM-1270
日時 : 12 日 17:10

受信人 : 外務部長官 貴下

今日 12 月 12 日午後 3 時から約 45 分間日本外務省で開催された在日韓人法的地位委員会第五次会議の結果を下のように報告するものです。

1. 日本側は永住権問題に関して、前回の会議時にわが側が提出した意見に対する日本側の立場を次のように説明した。

(1) 永住権が付与さるべき者の範囲 :

(A) 終戦以前に渡日し続けて居住している者に永住権を付与するのは何の問題もない。

(B) その子孫の場合は彼らが外国人であることに鑑みて、永久の永住権を保障するのは困難なので、やはり平和条約の発効日を起点にするしかない。

(C) 在日韓人の国外で出生した子孫問題に対しては、彼らが親から離されて強制退去されることがないように保障するの**もよい方途**だろうと考える。TM-1272 依拠訂正と手書きで註あり

- (D) 国外で居住する子孫たちに対しては、離散家族再会原則に期して人道的見地から好意的取扱をする。
- (2) 永住権付与方法 : (A) 日本側としては個別的審査を通じた許可方法以外に簡便なものがないかを検討中であり、韓国側で何か提案をすればそれを審査検討する。
- (3) 退去強制問題 : (A) 日本側が退去強制問題において好意的処遇をくれるというのは、適用法律の全部か又は一部を排除するということで、法律は続けて適用するがその実際の運用面で好意的な取扱をするというものだ。(B) 誰が退去強制に適当かという基本問題は、韓国側と相互協議決定する。

P51

2. このような説明に対してわが側は、日本側の説明に根本的に何ら進展がないので、質問を提起する必要がなく、このようなことのくり返しでは会談を進展させるのが困難なので、両側首席委員の非公式会談を持った後に次期会議で具体的な討議をしようと言った。

3. 続いて永住権を付与受ける者の日本内での処遇問題、及び永住者帰国問題に対するわが側の立場を下のように開陳した。

- (1) 処遇問題: (A) 永住権は教育問題で同等な(日本人と)機会が付与されなければならない。
(B): 経済的活動と社会保障問題に対して内国民待遇が付与されなければならない。
- (2) 永住帰還者問題 : (A) 帰還者が搬出する財産には制限や関税や料金が賦課されないこと。
(B) 帰還者に資金の送金を許可すること。

同時にわが側はこれで、在日韓人に関する全般的な問題が大体提議されたことを明らかにした。

4. 第六次会議は来る 19 日(月曜日)午後 3 時に開催することで合意し、その間に首席委員間の頻繁な非公式会合を持つが、まず 14 日午前 11 時に会合することにした。 以上

韓日会談 首席代表

1960.12.13.AM10:30

P52

大韓国外務部

着信電報

暗号

番号 : MT-1297

日時 : 13 日 17:30

受信人 : 韓日会談 首席代表

'60.12 月 13 日

電文 TM-1270 号に関して次のように指示するものである。

1. 永住権を付与受ける在日韓人の処遇問題に対して、貴電文報告第三項でわが側の立場を説明された通りに推進していただき、
2. 在日韓人の子孫問題に対しては、サンフランシスコ平和条約発効日時が何ら基準にならないという、わが側の立場を充分説明なさることを望み、日本側の一方的な好意や政策上の考慮による恩恵ではなく、確実な法的権利として永住権を在日韓人の子孫に確保してくれるよう努力していただきたい。
3. 退去強制問題に対しても、わが国としては到底同意できないので日本側を納得させて、退去強制をできないようにすることを望み、
4. 財産搬出に関して、極力われわれの主張を貫徹するようになさって下さい。

長官

P53 韓日予会 第 31 号

檀紀 4293 年(1960 年)12 月 17 日

外務部長官 貴下

韓日会談予備会談 首席代表 兪鎮午

件名：在日韓人法的地位委員会第五次会議会議録送付の件

頭の件、在日韓人法的地位委員会第五次会議会議録を別添のように送付いたします。

別添：会議録

以上

P54

会議録

第五次韓日会談予備会談

在日韓人法的地位委員会第五次会議 会議録

1.日時及び場所: 檀紀 4293 年(1960 年)12 月 12 日午後 3 時 - 3 時 45 分

日本外務省会議室

2.出席者: 韓国側： 嚴堯燮 首席委員

李天祥、文哲淳 代表

鄭一永 専門委員

権泰雄、崔尙洙補佐官

陳弼植代表(オブザーバー)

日本側： 高瀬侍郎、平賀健太 主事

白田彦太郎 副主事

長谷川信蔵、志水志郎、森純造、人見鉄三郎、神崎量平、

平塚子之一、小笠原正勝、池上努、前田利一、兼松武、柳谷謙介、

池部健 補佐

ト部敏男(オブザーバー) 代表

P55

3.討議内容:

高瀬代表: 韓国側から先に話すことがなければ、本人が討議を始める。

嚴 代表 :よい。

高瀬代表 :前回韓国側の意見を聞いたところ、これに対してわが側で一応返答を作ったのでそれを説明しようと思う。

1. 永住権が付与されるべき在日韓人の範囲 :

(1)第二次大戦終戦以前に渡日して定着し、その後続けて日本に居住する韓人に永住権を付与するのには、これ以上何の問題もない。

(2)問題はその子孫なのだが、彼らが外国人であるにも係わらず、永久に永住権が保障されなければならないというはとても困難なことだ。この困難性に対しては前回にも、日本が米国、ノルウェーと締結している通商航海条約の内、最恵国民待遇規定の留保条項は、サンフランシスコ平和条約第二条の規定に依って日本統治から離脱した地域に ORIGINATE し、続けて日本に居住している者だけに局限されていることを指摘したことがあるが、日本側のこのような解釈には変わりがない。即ち、運営上でこの ORIGINATE したことが過去になっていることを見ても、この解釈が正しいことが明らかで、米国もこのような了解を基礎にして、この通商航海条約を締結したのだと思う。

(3)したがって何を根拠にして、彼らに永住権を付与しなければならないかが問題になるのだが、日本側の見解としてはサンフランシスコ平和条約発効日を基準にするのが妥当だ。

P56

その理由は、**平和条約発効以前には日本人と同一な地位にいた人たちが、平和条約発効によって彼ら自身の意思に反して、このような地位が剥奪されたのだから、彼らには一般外国人とは違う待遇を付与する根拠が立つのである。**

(4)ここで残った問題は、永住権を付与受ける在日韓人の子孫で、平和条約発効以後に出生した子孫に関することだが、これは韓国側の事情を考慮して、この子孫たちがその親から離されて強制退去をされないことがないように保障することが、ひとつの良い方途ではないかと思う。彼らを人道主義に反して親から離すということはないので、心配しないように願う。このような日本側の意図は、現在不法入国者に対しても、その親が在日韓人の場合には寛大に取扱い、特別在留許可を与えている事実を見ても分かるだろう。

したがって平和条約発効以後に出生した子孫に対しては、将来出入国管理法に依って、彼らが成年に達し独立生計が可能になる時、資格、再審に対する申請があれば、これを検討して適当だと認めれば永住を許可することもできるのである。勿論この時には、その親が日本国内で平穩に生活して来たということが、ひとつの好条件になるだろう。

(5)次に日本国外で誕生した在日韓国人の子孫に対しては、人道的な見地から特別な考慮をする。これは不法入国者にも今まで考慮されてきたもので、例えば1958年には809名の内45%が、また1959年には950名の内41%が、このような事情から特別在留許可を貰った。その理由の大半が人道的なものだ。日本側としては離散家族再会原則に期して、この問題を人道的に処理する用意がある。

P57

2. 永住権許可方法：

日本側としては個別的審査方法以外に、より簡便な方途講究中であるが、これに関して韓国側から何か提案があるならばそれを事務的に検討する用意がある。

3. 退去強制問題：

(1)日本側が退去強制問題において好意的な処遇を行うというのは、出入国管理法を始めとする関係法令の適用を全般的や、または部分的に排除するというものではなく、これを適用するとして、その実際の運用面で好意的な取扱をするというものである。

(2)どんな人が退去強制に該当するか、またどんな人を韓国側で受け入れるかという問題は、後に韓国側と相互協議して決定しようと思う。これは双方で事務的に処理できるというのが日本側の考えだ。

以上日本側の立場を説明したが、曖昧だったり理解できない点があれば質問して欲しい。以上が第四次会議までの韓国側意見に対する、日本側の見解なのでそう理解して欲しい。

殿 代表：今説明されたことを結論から見れば、今までの日本側の態度から何の進展もないものと思う。われわれが今日この場に出て来る時までは、何かの面で具体的な進展があることを期待したのだった。しかし今の説明では**何の具体的な進展がないので、これを遺憾に思う。結局何回聞いても同じことなので、もっと説明を望む必要がない。**したがってこの問題に対しては、**両側首席委員間の非公式会談でもっと話をすることにして、次期会議で具体的な討議をするのがよいと思う。**したがって今

P58

日日本側で話した問題は宿題にして、他の問題に関して韓国側から意見を陳述して、日本側の見解を聞くのはどうだろうと思う。

高瀬代表：よい。

厳 代表：まず永住権を持つ者の日本内での処遇問題に言及する。

第一に永住権を持つ在日韓人は、その教育面で日本人と同等な機会が付与されなければならない。

第二に彼らの経済的活動と社会保障問題においては、内国民待遇を受けなければならないということだ。

これは現在でも事実上ある程度までは実施されていることなので、新しい要求と言うよりは、現在していることを再確認するという表現が正しいだろう。経済活動に関して見ても、韓国人が金融の恩恵を受けられない例が多いが、裏面から見れば大体どんな方途にせよ金融を受けているのが事実なので、これを表面的に認定してあげるのが良いことと思う。

次は永住帰還者に関する問題だが、今までこの問題に関しては両側で相当な討議があり、大体で合意にまで至ったと聞いている。したがってここではただ昔の記憶を新しくするという意味で話そうと思う。

第一に永住帰還者はその財産を搬出する時には、そこに何の制限や関税や又は料金を賦課してはならない。

P59

その方法に関しては別途に協議しようと思う。

第二には永住帰還者が、彼が所有する資金を本国に送金できるようにしなければならない。これもまたその方法に関しては別途に協議するのが良いだろう。

結論を述べれば、われわれの考えでは**永住帰還者はそれ程多いと思わない**ので、従って彼らが帰国するにおいて、その全財産を搬出するのに何の障害がないようにしていただきたい。

以上永住権問題に関連して退去強制問題、処遇問題、帰国問題等で、在日韓人の法的地位に関する基本的な問題が大体提議されたことと考える。

本人がこの場で全般的な問題を提示する理由のひとつは、次期会議時からもう少しこの問題に対する、進展した内容を持った会議を持つことを願うからだ。今日のように無進展な内容のくり返しならば、ある程度までは首席委員間の非公式会談を通じて合意をみた後に会合するようにした方が良いでしょう。

高瀬代表：今、厳代表が説明されたことを良く聞いた。これで在日韓人問題に関する全般的な問題が大体皆、提議されたと思う。今提案されたところの、首席委員間でももう少し努力して合意に到達するようにしようというのには本人も同感だ。

ひとつ今日の会合で行った日本側の説明に対して、何ら進展がないもので建設的な部分がないという発言をしょっちゅう聞くが、本人の考えでは前回到説明した内容より建設的な事項があるので、今これを指摘しようと思う。

P60

第一に、終戦以前に日本に来た人に永住権を付与するには、既に問題がなくなったもので、これは確認されたことになる。

第二に、永住権を持つ人の子弟の(平和条約発効以後に誕生した)日本在留保障に関する問題だが、日本側としては彼らが親から離されて退去強制されないという保障を上げられるということだ。

第三に、このような永住権者の子弟が成年に達すれば資格の再検討を行い、適当だと認定すれば簡便に永住権をあげるようになっているので、これで一歩前進だと見る。

以上に対しては論争の余地がないと思うので、日本側としては今日はこれ以上の議題を準備したものが無い。

蔵 代表：本人が言った全般的な問題も含めて非公式会合で討議することにしよう。

高瀬代表：良い。少ししょっちゅう会って話すのが良いことと思う。何時頃に定めれば良いのか。

蔵 代表：第六次会議は来る 19 日月曜日の午後 3 時に開催するのはどうか。また首席委員間の非公式会合は 14 日午前 11 時が良いようだ。

高瀬代表：良い。新聞発表は？

蔵 代表：永住権及び処遇問題に関して話したとしよう。

高瀬代表：良い。

P61 1-6 第 6 次、1960.12.19

P62 大韓国外務部

着信電報
東京

番号：TM-12113

日時：19 日 10:00

受信人：外務部長官 貴下

第六次在日僑胞法的地位委員会開催の件

次のように第六次在日僑胞法的地位委員会を開催したのでここに報告するものです。

記

1. 1960 年 12 月 19 日午後 3 時から 4 時まで 1 時間日本外務省会議室で開催した。
2. 日本側代表は前回までの会議で日本側が発言した内容を次のように再説明した。
 - 1) 永住権問題: (1) 永住権の範囲：(イ)太平洋戦争前から続けて居住した者、及び平和条約発効以前に日本で出生し、続けて居住した子孫に対しては永住権を与える。
(ロ) 平和条約発効以後に出生した子孫に対しては、家族と同居できるように措置する。
(2) 永住許可の方法に対しては、韓国側案に対して具体的な説明を聞く。
 - 2) 退去強制問題：入国管理令第 24 条に規定された退去強制に対して、その適用から除外される項目を韓国側と協議する。
 - 3) 待遇問題：国内の関係官庁と協議中である。
3. これに対して韓国側代表は、日本側の意見に対する韓国側の理解を確認した。
4. 明日 20 日午前 11 時両側首席委員は非公式会議を持つことにした。以上

首席代表

受信時間 1960.12.20.AM9:30

P63 韓日予会 第 33 号

檀紀 4293 年(1960 年)12 月 20 日

韓日会談 首席代表

外務部長官 貴下

件名：第五次在日韓人予備会談 在日韓人の法的地位委員会第六次会議会議録送付の件
(連 TM-12113 号電文報告)

頭の件に関して、去る 19 日に開催された第六次在日韓人の法的地位委員会会議録を別添送付いたします。

P64

第五次在日韓人予備会談
在日韓人の法的地位委員会 第六次会議

1.開催日時及び場所: 1960年12月19日午後3 - 4時

日本外務省会議室

2.出席者:

韓国側: 首席委員 嚴堯燮

代表 李天祥、文哲淳、鄭一永、權泰雄

オブザーバー 陳弼植

関丙岐、朴相斗、崔侑洙

日本側: 主事 高瀬侍郎、平賀健太

副主事 白田彦太郎

補佐 長谷川信蔵、志水志郎、森純造、人見鉄三郎、神崎量平、

平塚子之一、小笠原正勝、池上努、前田利一、柳谷謙介、

井口武夫、堂ノ脇光郎、池部健、鶴田剛

P65

3.討議内容:

嚴堯燮: 会議に入る前に今日委員会会議にオブザーバーとして出席された高麗大学教授丙岐氏を紹介する。

高瀬: それでは今から会議に入ろうと思う。貴側から話したいことがあれば先に聞く。

嚴堯燮: 特に先に言いたいことはない。

高瀬: 年末も近づいて来たので、今までの会議で説明したところの日本側の見解を次のように整理、説明したいと思う。

1. 永住権問題.

1) 範囲.

(1) 太平洋戦争終戦当時から続けて日本に居住した韓人、及びサンフランシスコ平和条約発効以前に日本で出生し、続けて居住したその子孫に対しては永住権を与える。

(2) サンフランシスコ平和条約発効以後に出生したその子孫に対しては、次のように処理する。

イ) 成年になる前には、家族と同居できるように人道的な措置をする。

P66

ロ) 成年になったら永住許可申請を貰い、好意的にこれを許可するように特別に考慮する。

2) 許可の方法

韓国政府で発給する登録証明書を添付させようという韓国側の提案に対して、韓国側から施行に関する具体的な説明を聞こうと思う。

3) 退去強制

入国管理令第24条には、外国人に対する退去命令の条項が限定的に羅列されている。韓国人に対してもこの規定が適用されるだろうが、同24条に羅列された条項の内、何項目に対しては、その適用から除外させる考えだ。その適用範囲は韓国側と協議して定めようと思う。

2. 処遇問題

この問題に対しては、今日本国内の関係当局と意見を調節中である。貴側の意見を話してくれれば、国内関係当局と意見を調節するのに参考にする。

以上お話ししたことが今までの会議で日本側が説明したことのある意見だ。

厳堯燮：幾つか質問をした後、わが側の意見を述べようと思う。

前回の非公式会議で話した日本側の意見は、次のようなものと理解している。

1. 永住権問題。

1) 永住権の範囲。

在日韓人の子々孫々に永住権を認めて欲しいという韓国側提案に対して、日本側は実質的には異議がない。そして日本側がこの永住権を付与するのにおいて、

P67 2) 永住権を付与する具体的な方法に対しては、先に原則に対する合意をみた後、双方が協議して決定すればよいと思う。

3)次に強制退去問題に対しては、日本側の意見が次のようなものと知っている。

即ち、日本側は入国管理令第 24 条に列挙した退去条項に対しては法自体は適用されるが、韓国人に対してはこの条項を全般的には実施しないと行った。したがって今言った高瀬代表の言葉は、入国管理令第 24 条に規定された退去条項に対して、その実施から除外される項目をわが側と討議するという風に理解する。

2.次に処遇問題においては経済、社会等諸部分において、韓国人に対して内国民待遇をして欲しいと従前に言ったことがあるので、わが側の要求が何なのかを貴側で良く知っているだろうから、この場で再び繰り返す必要がないと思う。

それなら以上言った中で、1.の 1)及び 3)に対して、わが側が理解していることが間違いないが言って欲しい。

高瀬：今 1. 永住権問題 1)範囲、2)方法 2. 強制退去問題、3. 処遇問題を話したと思うが、その内 1. の 1)及び 2)に対して貴側の理解を確認したいということなのか？

厳堯燮：もう一度言えば第一、日本側は在日韓人に対して子々孫々に永住権を実質的にあげることに異議がないが、その施行方法において技術的に段階に分けた後、施行しようということと理解している。

P68

高瀬：仰せの通りだ。

厳堯燮：次に 1.の 3)で言った退去強制に対するわが側の理解はどのようなのか？

高瀬：韓国人に対しても入国管理令第 24 条を適用するが、全般的には実施せず一、二点に対しては例外規定を置くということだ。

厳堯燮：非公式会議で言ったことと変わりがないのか？

高瀬：変わりがない。

厳堯燮：前回の会議の時に、帰還者に対する財産搬出問題に対して話したことがあるが、この問題に対する貴側の意見を言って下されば良い。

高瀬：この問題に対しては国内関係機関と協議中である。日本側の考えとしてはこの財産搬出問題は、別途で討議規定したらと思う。万一韓国側がこれに合意するならば、同問題を別途に討議する方法に対して、今議論すれば良い。

P69 厳堯燮：わが側の考えではこの委員会で原則に対して合意をみた後、その施行方法は別途に討議しても構わない。

高瀬：原則の合意とは何を意味するのか？

厳堯燮：帰還者に対して財産全部の搬出を許可する原則のことだ。どのような方法で搬出させるかは施行方法になるだろう。

高瀬：貴側の意見は理解した。年末休会があると思うが、本委員会の運営方法に対してどう考えられるのか？

厳堯燮：永住権問題等はある程度合意に接近しているので、休会前に技術的な問題まで

討議する考えだったが思い通りにならなかった。新年に開会したらすぐに技術的な討論に入れるように、両側が休会中にも互いに準備する一方、実務者には休会中にも接触し続けるのが良いだろうと思う。

高瀬：それなら今年の会談は今日が最後になるのか？

巖堯燮：21日の全体会議で韓日会談は休会に入るので、委員会も自然に休会になるはずだ。

P70 しかし必要なら休会前や、またはその後に非公式に会うようにしよう。

高瀬：明日20日午前11時に霞友会館で非公式会議を持とう。

巖堯燮：よい。次の新聞発表はどうするのがよいか？従来の会議結果をレビューし、問題点に対して総合的な検討をしたとするのはどうか？

高瀬：よい。

P71 1-7 第7次、1961.1.30

極秘

昭36.1.10
[1961.1.10]

4. 永住許可を付与する範囲

(1) 「太平洋戦争の戦闘の終止の日以前から引き続き日本国に居住する大韓民国人（平和条約発効の日までに生まれたその子を含む。）に対しては協定上の永住許可を付与する」との趣旨を協定に規定する。

(2) 上記(1)により協定上の永住許可を付与された者の子については、次の趣旨を合意議事録で約束する。

(I) 成年に達するまでの間、人道主義に反し
しみだりに親から引き離して日本国外に
退去せしめるようなことはしない。

(II) 成年に達した後、その者達がなお外国人としての在留を希望して永住許可の申

12

76

0136

請をするときは、好意的にこれを処理する。

2 永住許可の方法

(1) 「上記1.(1)の永住許可申請は協定の効力発生の日から5年以内に行うものとする」
との趣旨を協定に規定する。

(2) 「上記1.(1)の永住許可をうけるにあつては、大韓民国政府の発給する大韓民国の国籍を証明する文書を提出するものとする」
との趣旨を合意議事録で約束する。

3 退去強制

(1) 「協定上の永住許可をうけた者については、日本国の法令の退去強制事由に該当する者であつても、日本国の国家社会秩序をみだすおそれの大なる者、あるいは、日韓

両国間の親善関係を維持するのに有害な者
等を除いては、その退去強制の実施につき
特別の考慮を払う」との趣旨を協定に規定
する。

- (2) 上記(1)の具体的範囲についてはワーキン
グ・グループで個別に検討し、その結論を
合意議事録にとどめる。

~~機密~~

1. 永住を許可すべき者の範囲について

- (1) 日本として、在日韓国人の子孫に永劫に永住を許可するというときには、非常に困難な問題がある。

およそ、一国の内部に、「子々孫々に至るまで永住を許されている」外国人、すなわち、外国人としての地位を有しながら、同時に内国民と同様の権利を有する者が何十万人も永久に存在することになると、当該国にとって政治的、社会的に非常に困難な問題を惹起することになる。

ところが、在日韓国人の大部分は、太平洋戦争終止の時までに日本人として来日したものであつて、平和条約発効により日本国籍を喪失して外国人となつたものであり、彼らはその時までは日本人として待遇されていたのに拘らず、平和条約発効に伴ない自己の意思によらずして日本国籍を喪失した結果日本人として受けていた待遇を喪つたものであ

る。このようにいきさつから、これら在日韓国人に対しては一般外国人と異なつた特殊な待遇を与えるのが適當であると思ふ。

問題は、いかなる範圍の韓国人にかかる特殊な待遇を認めるかということである。その範圍を圍する合理的な限界について種々検討した結果、われわれとしては次のような結論に達したのである。

すなわち、日本側としては、本来ならば太平洋戦争終止の日までに本邦に渡來し引き続き本邦に居住する韓国人にのみ上述のような特殊な地位を認め、これに応じた特殊な待遇を与えることが最も適當と考えるのであるが、貴國側の御意見もあり、なるべくそれに沿うよう考慮した上で、これらの者の子供で平和条約発効の時までに本邦で生まれ、引き続き本邦に居住しているものまでに特殊な待遇を与えることが限度であると考えらる。

その理由は、前に述べたとおり、在日韓

国人に特殊な待遇を与えるのは、彼らが平和条約発効に伴ない自己の意思によらず日本国籍を喪失した結果、それまで日本人として受けていた待遇を喪つたことに対する措置だからであるということとともに、日本としては、例えば次のような困難な事態を生ずるからである。

すなわち、日本は、アメリカ、ノールウェーその他の諸国とすでに通商航海条約を締結して、それらの国民の入国、滞在についてはおおむね最恵国待遇を約しているが、桑港平和条約第2条で日本が放棄した地域にオリジネイトした者に与える特惠は、前述の最恵国待遇の枠外とする旨の留保が設けられている。ところで、このオリジネイトした者とは将来出生する子孫まで永劫に含むということには解されないので、もし日本が在日韓国人の子孫に永劫に永住を許すこととした場合、これら締約国からその国

民に対して在日韓国人の子孫と同一の待遇を要求されたならば、これを拒否できないことになり、日本としては極めて困難な事態に直面するであろう。

- (2) 在日韓国人の子孫で現に本邦外にいるもの及び将来本邦外で出生するものについても、これに永住権を与えることについては同様の困難がある。

離散家族の再会等の問題は、その入国希望をどう処理するかということが主たる内容であり、個別的に、人道的その他の見地から十分処置できる。

2 韓国政府発給の登録証明書について

韓国政府発給の登録証明書の添付を永住許可申請の要件とすることについては検討中であるが、次のような問題があることを指摘しておきたい。

- (1) 右登録証明書の添付を永住許可申請の要件とすれば、永住許可の方法を「個別的な申請－審査－許可」という方式によることをあらかじめ決めてしまうことになるが、許可の方式については、他にも合理的で簡便な方法があるかどうかをなおお互いに検討したい。
- (2) 「申請を怠る者」や「登録証明書を取得しない者」の取扱上も問題がある。

3 永住許可申請期間と永住を許可すべき者の範囲との関連について

前回までの貴国側御意見中、御趣旨を了解しかねている点があるが、在日韓国人の子孫は永劫に永住許可の対象となるということと、

0143

申請期間を協定発効後5年に限定することとの関連について説明されたい。

4 退去強制について

本協定による永住者の特殊な地位を考慮して、法定の退去強制事由を個々に検討した上、その事由によつては退去強制の実施に関して好意的な扱いをすることについては十分考慮する用意がある。しかしながら、それらの者が外国人である限り、退去強制に関する日本国の法令の適用を全面的に排除することは、困難である。

0144

P81

大韓国外務部

着信電報
東京

番号 : TM-01115
日時 : 26 日 11:30

受信人 : 外務部長官 貴下

韓日会談法的地位委員会でわが側が提議する協定案の草案を早急に訓令して下さるようお願いのものです。

首席代表
1961.1.26.PM2:30

P82

大韓国外務部

着信電報
東京

番号 : TM-01150
日時 : 30 日 17:30

受信人 : 外務部長官 貴下

今日 1 月 30 日午後 3 時から 3 時 50 分まで日本外務省で「在日韓人の法的地位に関する委員会」第 7 次会議を開催したので、同会議内容の大要を次のように報告し、詳細な内容は次のパウチ便で報告いたします。

1. わが側は、日本側が去る 1 月 12 日に提示した在日韓人の法的地位に関する案は、わが側の期待とは距離が遠いもので失望したことを言い、
 - 1) 永住権を付与受ける在日韓人の子孫の範囲に関して、日本側がサンフランシスコ平和条約発効日を基準にして差別的に取扱うのは不当だ。
 - 2) 永住権を申請する時添付する証明書に関しては、当該申請人が永住許可を受ける者に該当するという事実を証明する文書で足り、日本側が言う国籍証明書を添付する必要はない。
 - 3) 強制退去に関する該当事由が広範で漠然としたもので、今まで討議して来た線から後退したおり、こうなれば永住権は有名無実化する怖れがあるという諸点を指摘し、既に韓国側で意見を提出したことがある永住権者の処遇問題、帰還者の財産搬出及び送金、国籍確認問題に関する日本側意見を含む、新しい日本側案を提出して欲しいと述べた。
2. これに対して日本側は、韓国側の意見を検討した後、永住権者の処遇問題、帰還者の送金及び財産搬出问题、国籍確認問題に関する日本側意見を提示すると言いました。
3. 来る 2 月 2 日(木曜日)午前 10 時から霞友会館で、わが側李天祥首席代表と日本側高瀬首席代表が非公式会談を持つことにした。 以上 首席代表

受信時間 1961.1.31.AM10:15

P83 韓日予会 第 36 号

檀紀 4294 年(1961 年)2 月 3 日
韓日会談 首席代表

外務部長官 貴下

件名 : 在日韓人の法的地位委員会第 7 次会議議事録送付の件

頭の件、去る 1 月 30 日に日本外務省で開催された「在日韓人の法的地位に関する委員会」第 7 次会議の議事録を別添のように送付いたします。

別添 : 同議事録 3 部 以上

P84 在日韓人の法的地位に関する委員会

第7次会議議事録

日時：1961年1月30日午後3時から同3時55分まで

場所：日本外務省会議室

出席者： 韓国側： 李天祥 首席委員
陳弼植、文哲淳、閔丙岐、鄭一永、權泰雄、宋升鉉委員
日本側： 高瀬侍郎法務省入国管理局長、卜部敏男参事官、
前田利一外務省北東亜課長、長谷川信蔵法務省民事局第五課長、
平塚子之一警備課長、池部健外務省事務官、鶴田剛外務省事務官、
柳谷謙介外務省事務官、井口武夫外務省条約局事務官、

P85

高瀬：在日韓人の法的地位に関する委員会を始めるに先立って、随員の移動があるので発表します。(志水志郎法務省入国管理局総務課長の後任で、総務課長に就任した矢野泰男を紹介)

李首席委員：(韓国側の委員名簿を手渡す)

高瀬：当初、韓国側から先に発言していただければ良いのだが。

李首席委員：去る1月10日日本側で提示した在日韓人の法的地位に関する案は、従来論議をくり返したもので、韓国側が期待していたものとは余りにも距離が遠く、率直に言って失望を感じるしかない。項目別に分けて言えば、

- (1) 永住権付与範囲に関して日本側案によると、
 - (イ) 太平洋戦争終了日まで日本に居住した韓人、及びサンフランシスコ平和条約発効日まで出生した子だけに協定上の永住権を付与するとし、
 - (ロ) サンフランシスコ平和条約発効以後に出生した彼らの子孫に対しては、合意議事録から(a) その子、即ち二世に限り、
 - (b) 成年に達する時まで、人道主義に反してやたらに親から引き離して、日本国外に退去させない。
 - (c) 彼らが成年に達した後、外国人として永住許可の申請をした場合には好意的に処理することを約束するというものだ。
- つまり子々孫々はおろか孫まで除いてやっと子だけに局限し、それも未成年時には原則的に退去させないで、成年に達した後は好意的に永住許可の申請を処理するという、ごく一方的で不確実なものに過ぎない。日本側は永住権が付与されるべき在日韓人の子孫の範囲に関して、従来主張のようにサンフランシスコ平和条約発効日を基準にして、それ以前に出生した者とそれ以後に出生した者に対する取扱を異にしているが、これは韓国側としては到底応じられない見解だ。

P86

韓国側から何度も主張して来たように、太平洋戦争終了日まで日本に居住した韓人、及びその子孫に対して永住権が付与されなければならないのは、彼らが日本に渡って来て定着することになった特殊な歴史的背景に連携するものであり、したがって前言したようにサンフランシスコ平和条約がどの日に発効したかは、永住権の範囲を拘束するのに何ら基準にならないものだ。

ましてや在日韓人の子孫は後世に代を継ぐほど、日本に暮らすべき定着性が強くなることに鑑みて、彼らによりましな待遇が付与されるべきであって、より粗末に取扱われてはならないと考える。

第二に永住許可方法に関して、永住許可を申請する時に添付する証明書には、当該申請人が永住許可を受けた者に該当するという事実を証明する文書で足りると考え、

今さら日本側で言う国籍証明書を添付する必要はないものとする。

第三に強制退去に関して、在日韓人及びその子孫に対して永住権を付与することは、強制退去をされる怖れなく彼らを日本に安住させようというところにあるので、この点を考慮する時、今回日本側が提示した強制退去に関する案は、広範かつ漠然としたもので、今まで討議して来た線から後退しているだけでなく、こうなれば永住権は有名無実化する怖れがあるので、到底これに応じられない。

以上が日本側が提示した案に対する韓国側の意見だが、前回韓国側で提出したことがある永住権を受けた者の処遇問題、帰還者の財産搬出及び送金、国籍確認問題等に関する韓国側見解に対する日本側見解を含む、新しい案を早急な日時に提出してくれることを望みと同時に、韓国側としては日本側が問題の連携するところの根本を把握し、大局的見地から国内法に余り縛られずに勇断ある提案をして欲しい。

高瀬：今、韓国側首席委員が話された内容を書類で貰うことはできるか？

李首席委員：日本側から参考に欲しければあげても良い。

P87 高瀬：韓国側で発言した中で、永住権許可方法に関する事項の内、証明書云々を言われたが、その証明書とはどういうものか？

李首席委員：申請人が永住許可該当するという事実証明書を言う。

高瀬：その証明書は韓国政府が付与するのか？

李首席委員：そうだ。

高瀬：韓国政府が発給する登録証明書を持って永住許可を申請し、審査許可するという、こういう順序に従来知っているが、今日のこれに対する発言の意味はどういうものか？この証明書は永住権を付与受けるべき者が、でないかを証明するものと思えば良いのか？

李首席委員：そうだ。しかし永住権を付与受けるべき者でも登録証明書(在外国民登録法に依る登録証明書をいう)を持っていない者もいるだろう。

高瀬：これに対して不審な点があれば、非公式にでもまた問い合わせる。そして今日韓国側から処遇、国籍確認、財産搬出問題等、日本側から言及していない問題に対して質問されたが・・・？

李首席委員：次に日本側で案を出す時には、そういう問題を含んだ案を出して欲しいということだ。

高瀬：わかった。ところで前回の日本側案は、非公式会談で非公式に手渡したもので、韓国側が今日発言したところの見解を書面で得られたらと思う。

P88 李首席委員：それは良い。しかし韓国側では1月10日のその案が公式的なものと思っているが、そう考えるのに何か支障でもあるか？

高瀬：別にそういうことではないのだが、前回の非公式席上で非公式に手渡したもので、私としてはよし悪しを答えられない。

李首席委員：韓国側の今日の発言内容を参考に書類で出してあげる。

高瀬：全般的な問題に関する韓国側の見解を提示いただければ良い。

李首席委員：処遇その他の問題に関しては、昨年末に韓国側から口頭で説明したのと同じだ。

高瀬：それならそのような問題に関しては、これからも書類で出してくれないという意味か？

李首席委員：昨年末に韓国側で処遇問題等に関して発言した時、日本側ではそれに対する関係各省の意見が調整できなかつたと、日本側で答弁を保留したではないか？

高瀬：そうだ。韓国側で昨年末の公式会談で発言した案に対する見解を文書で貰えないか？

李首席委員：日本側が望むならそうしても良い。

高瀬：その書類を見た後に、日本側が案を提示しようと思うが良いか？

李首席委員：可能な限り早くしてくれれば良い。

高瀬：そうする。

P89 李首席委員：文書で新しく提出する時には、処遇、国籍確認問題、財産搬出等の問題を含む、全般的な案を出して欲しい。

高瀬：そうする。ところで今後の会議運営方法に対して韓国側で何か意見はないか？

李首席委員：非公式会議をすれば良い。

高瀬：良い。非公式会議は何時が良いか？

李首席委員：木曜日(2月2日)午前が良い。

高瀬：その時まで今日の韓国側発言内容を書類で貰えるか？

李首席委員：良い。

(閉会)

備考：1. 本会議に関する新聞発表に関して、「去る1月10日日本側が提示した案に言及しながら、永住者付与方法許可範囲等に関して意見交換した」ということを発表しようというのに合意した。

P90 1-8 第8次、1961.3.2

P91 大韓民国外務部

着信電報
東京

番号：TM-02176
日時：28日 18:00

受信人： 外務部長官 貴下

連：TM-02161号

連号電文で報告したところのある非公式会談で合意したところに沿って、各分科委員会会議を次のように開催することになりましたので、これを報告いたします。

1. 3月2日(木曜日)・・・午前10時半に法的地位委員会公式会議

・・・午後に請求権委員会非公式会合

3月3日(金曜日)・・・午後2時半に漁業及び平和ライン委員会非公式会合

・・・夜に船舶小委員会非公式会合

2. 文化財問題に関してはわが側の黄寿永委員が、随時に日本側の文化財保護委員会専門家と会合して、対象文化財の事実調査等に関して意見を交換することとした。

3. 次週の各分科委員会会議に関しては、第1項で言及した各会合で個別的に決定することとした。

韓日会談 首席代表

P92 大韓民国外務部

着信電報
東京

番号：JW-0308
日時：2日 16:40

受信人： 外務部長官 貴下

今日3月2日午前10時半から12時まで日本外務省で在日韓人の法的地位に関する委員会第8次会議を開催したので、その会議内容の概要を次のように報告し、詳細な内容は次のパウチ便で報告いたします。

1. 日本側は去る1月3日第7次会議で、韓国側が表明した見解(2月2日の非公式会合でこれを文書にして参考に日本側へ手渡したことがある)に対する日本側の見解を次のように陳述した。

- 1) 永住権を付与受ける者の範囲：日本側は在日韓人が日本に渡来して定着することになった特殊な歴史的背景に関して、太平洋戦争終戦以前から続けて日本に居住する者と、終戦以後日本で出生した彼らの子孫間には差があるので、一律的に取扱うことはできないと考える。
したがって日本側は、平和条約の発効に因って自己の意思によらず日本国籍を喪失した在日韓人、及び同条約発効日までに出生した子孫に関しては、未成年時には原則的に強制退去をしないで、成年に達した後に続けて外国人として永住しようとする者は、好意的に処理するというを合意議事録で保障することで、実質的に解決できると考える。韓国側は在日韓人の子孫に関する定着性の保障を要求しているが、定着性を保障するひとつの方法として帰化問題が考慮できると思う。
 - 2) 永住許可方法：協定上の永住権を付与する要件として
イ、大韓民国国民であること、
ロ、終戦以前から続けて日本に居住しているということ、
ハ、一定な範囲内の彼らの子孫であること、
- P93 の三つだが、この要件の内韓国政府が自己の権限で証明できるのは、一つ目の要件即ち国籍確認だけだと考える。このような意味で日本側では韓国側に対して、国籍確認の文書だけを要求しているのである。
- 3) 強制退去問題：
日本は入管令に列挙された法廷の事由以外の理由では外国人を強制退去させないので、韓国側の言う抽象的な原則の決定よりも個別的に入管令に列挙された事由を検討して、該当事由を定めるのが合理的だと考えていて、韓国側が言うように従来線から後退したとか、または永住権を有名無実化する考えは露ほどもないし、これは韓国側の誤解だと思う。
 - 4) 請求権(処遇)問題：
永住権者の処遇問題に関しては現在、韓日会談の進行度と韓日間の雰囲気に関係各省に伝え、良い結果を持って来るように協議中にあり、協議が完全に終わればすぐに、一般的な意見を陳述する。
 - 5) 国籍確認条項問題：国籍確認に関する条項を挿入するのは、日本側が何度も表明したように、これは不必要で無意味なものと思う。
- 2.これに対して李天祥首席委員は、韓国側の意見を次の会議で陳述すると言って、次の事項だけをまず指摘した。
- 1) 今日日本側で主張したのは過去の主張のくり返しであり、日本側は主に日本の国内法に依拠して問題の解決を企図しているが、在日韓人の法的問題においては国内法に従って解決するのは困難なものがあるので、ある問題に対しては協定上でこれを解決するようにならなければならない。
 - 2) 日本側で永住権を付与する子孫の限界を確定する根拠として、サンフランシスコ平和条約の発効日を基準にして、その理由として同条約の発効に因って、在日韓人が自己の意思に依ってではなく日本国籍を喪失したことを挙げているが、このような主張は到底受け入れられない。
 - 3) 帰化問題に関しては、国籍選択権との関連性を質問した。
 - 4) 国籍確認条項の挿入は、韓国側としては絶対に必要で、それがなぜ必要なのかに対して
- P93 は、日本側が十分に理解していると思うので、それをくり返さない。
- 5) 処遇問題に関しては早急な日時に、これに関する日本側の見解を表明していただきたく、一般的な処遇の確定は永住権者の範囲とも関連性があることを述べた。

3. 帰還問題と国籍選択権との関連性に対するわが側の質問に対して、日本側は在日韓人の子孫が自己の意思で帰化したいとすれば、最小限度の要件を充足する限り、これを好意的に取扱うというもので、これは個人の意思を尊重するところからでたものと言うと同時に、国籍選択問題は現在では法的に困難だと説明した。

4. 次の会議は 3 月 9 日木曜日午前 10 時半に開催することで合意した。

首席代表

1961.3.3.PM12:10

P95 韓日予会 第 48 号

檀紀 4294 年(1961 年)3 月 11 日

第五次韓日会談予備会談 首席代表

外務部長官 貴下

件名：第 8 次在日韓人の法的地位委員会会議議事録送付の件

頭の件、去る 3 月 2 日に日本外務省で開催された「在日韓人の法的地位に関する委員会」第 8 次会議の議事録を別添のように送付いたします。

別添：同議事録 3 部及び日本側意見の文書 1 部

以上

P96 在日韓人の法的地位に関する委員会
第 8 次会議議事録

日時：檀紀 4294 年(1961 年)3 月 2 日午前 10 時から 12 時まで

場所：日本外務省会議室

出席者： 韓国側： 李天祥 首席委員
陳弼植、文哲淳、鄭一永、吳元龍、権泰雄委員
日本側： 臼田彦太郎法務省入国管理局次長、
長谷川信蔵法務省民事局第五課長、
池上努法務省入国管理局所属検事、
前田利一外務省北東亜課長、柳谷謙介外務省北東亜課事務官、
鶴田剛外務省北東亜課事務官、その他 3 名

P97

臼田次長：去る 1 月 30 日第 7 次会議で韓国側が提出した意見を、2 月 2 日これを書面で受け取ったが、今日はこれに関する日本側の見解を陳述する。書面を貰ってその内容を十分に検討したが、今日この席上でこれを反駁したり、論議のための論議をする気はない。しかし今後の円滑な会議進行のために日本側の率直な意見を陳述し、韓国側の考慮を受けようというものだ。

(1) 協定上の永住権許可を受ける者の範囲に関して

韓国側が、太平洋戦争終戦以前から続けて日本に居住している在日韓人と彼らの子孫の双方に対して、協定上の永住権を要求する理由として、「彼らが日本に渡って来て定着するようになった特殊な歴史的背景に由来するものであり、したがってサンフランシスコ平和条約が何時発効したかということは、区別の基準にならない」ということを挙げているが、そのような歴史的背景は、終戦以前に日本に渡来して定着した人と、その後出生した彼らの子孫間には差があるのであり、一律的に取扱できないと考える。

P98

日本側としては、平和条約が発効したことが協定上の永住権を付与する基準として最も論理的なものと考えており、また国会審議を考慮した基準なので、韓国側がこの点を十分に検討して再考慮していただくことを望む。もうひとつ韓国側が、在日韓人の子孫に対して永住権が付与されなければならない根拠として掲げるのは、在日韓人の子孫は後代に至るほど、日本に定住しなければならない定着性が強くなることを考慮して、彼らによりましな待遇が付与されるべきというものだ。このように韓国側が主張する在日韓人の子孫に対する定着性の保障は公式、非公式会談を通じて日本側が十分に説明したものと思う。即ち、

イ) 平和条約発効日までに日本で出生し、続けて日本に居住している子孫に対しては永住権を付与し、

ロ) 平和条約発効以後に出生した子孫に対しては、未成年の時には原則的に強制退去をしないで、成年に達した後に帰化しないで続けて外国人として永住しようとする者に対しては、これを好意的に取扱うことを保障するというものだ。

韓国側はこのような保障では充分でないと言っているが、合意議事録に記載された事項は、協定本文の解釈又は補足として拘束を受けるもので、日本側が合意議事録の実施を怠慢にするということは絶対に許容できないものである。

また韓国側は、日本側が好意的に処理するのは、非常に一方的で不確実なものだと言っているが、これは審査して許可するという入管令の原則を貫徹するための表現なので、韓国側でもっと良い表現があるならば、これを検討する。実際問題として親が協定上の永住者の息子は、成年に達する時まで平穏無事に在留した事実によって、永住許可を得るのがとても容易だろうから、この点に関して韓国側が心配する必要はないと思う。

子孫を平和条約発効時に依って区別することに対しては、日本側としては合理的判断による結論だということを取り返しお話しする。入管令の原則から外れて、強制退去も殆どしないという 　な外国人の在留を認めるためには、国内は勿論国際的にも十分に納得させる必要があるのである。在日韓人は台湾系中国人を除いた他の外国人とは違い、平和条約の発効に因って自己の意思に因らないで、日本国籍を喪失したという事実が唯一の根拠と考えているのである。したがって平和条約発効以後に出生した在日韓人の子孫に対しては、これを理論的に区別はするが、実質的には同等な待遇を認定するように解決しようということだ。

P99

在日韓人の子孫に対する定着性を保障する方法としては、帰化問題が考慮されていることを指摘する。彼らが外国人として日本に永住するということは、外国人が日本で実質問題として社会的、経済的に不利益を受けるのが少なくないと考えられるので、このような外国人としての差別を避ける方法としては、帰化が考慮されなければならないと考えるものだ。

(2) 永住許可の方法に関して

協定上の永住権を付与する要件として

イ、大韓民国国民ということ、

ロ、終戦以前から続けて日本に居住していること、

ハ、一定な範囲の子孫であること、

の三つだが、この要件の内韓国政府が自己の権限で証明できる事項は、国籍確認に關することだけであり、それ以外の要件、即ち在日経歴に関する事項は日本政府の権限に属すものである。したがって日本側としては韓国側に対して、国籍確認の文書発給だけを要求しているのである。また一般的に外国人が外国に居住するためには、旅券

を持っていないなくてはならないのが慣例であるのに比べて、旅券を所持しない在日韓人に対して、これに代わる文書として国籍証明書を持たせるのは、双方に必要なものだと考える。

(3) 永住韓国人の強制退去に関して

P100 韓国側は、日本側が提示した該当事由が広範囲で漠然として従来討議された線から後退しただけでなく、永住権が有名無実化する恐れがあると言うが、これは韓国側の誤解ではないか。先に考えれば日本は法治国家なので法廷の事由以外の理由、又は行政上の技量に依って在留外国人の退去を強制するという事はあり得ない。日本側は入管令が定めている強制退去の事由を個別的検討して、どのようなことを該当事由にするのが適当なのか、でないかを決定しようというのだ。韓国側は抽象的な原則から先に決定しようと言うが、抽象的な原則は実際の運営において困難な点が多いので、今後抽象的な原則が定まるとしても具体的な根拠を持つようにして、問題を起こさないよう専門家同士で個別討議し、その解釈、運営は確実に決定しようというのだ。個別討議をすれば日本側の意図を理解してくれると信じるものである。ひとつ参考にお話するのは、**入管令に依って永住権許可を受けた者に対して、強制退去の事由が全面的に適用される**ということだ。これはもう一度言えば、このような事由以外の事由では強制退去をできないという制約を意味するのである。

(4) 処遇問題

処遇問題に関しては関係各省と協議中であり、この時まで韓日会談に関係しない省もあって、韓日会談の進行度、韓日間の雰囲気や反映させ、良い結果を持って来るように努力中だが、若干の日時が要するものと思う。まだ協議が完全に終わっていないで、もう少し待って頂きたいが、協議が完了すればすぐに、全般的な意見を陳述する。

(5) 国籍確認条項の設定に関して

P101 国籍確認に関する条項の設定は何度も日本側で表明したように、これは不必要だと思う。在日韓人の国籍は大韓民国国民だというのは、無意味だと考える。在日という言葉を取れば大韓民国国民は大韓民国国民であるとなり、また現在日本にいる韓国人の処遇を考慮しているので、このような条項は不必要だと考えるのである。協定の各条項で規定する事項の対象になる者、例えば協定上の永住権許可を受ける者を大韓民国国民だと規定すれば、対象者は大韓民国国民に限定されるので国籍確認条項の挿入は必要ないと考えるのである。

李天祥 首席委員：

日本側意見に対して簡単に幾つかの意見のみ話したい。

今日日本側で陳述した意見は大体で過去に主張したものと変わりなく、日本側は主に国内法に依って問題を解決しようとするが、在日韓人の法的地位に関する問題なので、日本の国内法に依る解決は困難なもので、ある問題に従ってこれを協定上で解決するようにならなければならないだろう。

第一に明白しておくべきなのは、日本側で子孫の限界を確定する基準として、サンフランシスコ平和条約の発効日を挙げ、その理由として在日韓国人が同条約の発効に因って、自己の意思に依ってではなく日本国籍喪失云々言うが、これは韓国が平和条約発効以前に既に独立したという事実だけに依っても不当なことだということを指摘する。

帰化問題に関しては、国籍選択権とはどのような関連から考えているのか、日本側の意見を聞きたい。

国籍確認問題に関しては、そのような条項の挿入は韓国側としては絶対に必要な

P102 もので、なぜそのような条項の挿入が必要なのかに対しては日本側で十分に理解していると信じているので再びくり返さない。

処遇問題に関して日本側は関係省と協議中であり、また永住権者の範囲が確定しないでは彼らに対する処遇を定めるのは困難だという理由から、これに関する意見陳述を遅延させているが、全般的な処遇を確定することは永住権者の範囲とも関連性があることを言うておく。

長谷川第五課長:

帰化と国籍選択権との関連に関する意見を述べたい。韓国側は韓国独立と併せて韓国国籍を取得したという立場であると考え、日本は平和条約の発効に依って日本国籍を喪失したという立場から、この時まで長期間に亘ってこのように取扱われて来たので、今国籍選択権を取扱うのは法的に色々な困難があるものと思う。帰化問題に関しては在日韓国人の特殊な事情を考慮して、帰化したい者に対しては好意的に取扱うというもので、これは個人の意思を尊重するというものだ。

陳弼植委員:

帰化を協定上で規定するという意味か。

長谷川:

そういうことではなく、帰化申請をする者がいれば、最小限の要件を充足する限り、これを好意的に取扱うというものだ。

李天祥 首席委員:

P103 今日日本側が陳述した意見は非理論的なものが多いので、参考にこれを文書にしてくれれば良い。

白田:

そうする。

備考:

3月9日(木曜日)午前10時半に次の会議を持つことで合意した。

別添: 日本側 意見文書 1部

以上

P104 1-9 第9次、1961.4.6

P105 韓日予会 第68号

檀紀 4294 年(1961年)4月12日

第五次韓日会談予備会談 首席代表

外務部長官 貴下

件名: 「在日韓人の法的地位委員会」第9次会議議事録送付に関する件

頭の件、去る4月6日に日本外務省会議室で開催された「在日韓人の法的地位に関する委員会」第9次会議の議事録を別添のように送付いたします。

別添: 同議事録3部

以上

P106 在日韓人の法的地位に関する委員会
第9次会議議事録

日時：檀紀 4294 年(1961 年)4 月 6 日午前 10 時から 11 時まで

場所：日本外務省会議室(第 317 号室)

出席者： 韓国側： 李天祥 首席委員
陳弼植、文哲淳委員
鄭一永、閔丙岐、吳元龍専門委員
權泰雄補佐
日本側： 高瀬侍郎法務省入国管理局長、星智孝法務省民事局第五課長、
兼松武外務省条約課長、前田利一外務省北東亜課長、
平塚子之一警備課長、池上努法務省入国管理局所属検事、
柳谷謙介外務省北東亜課事務官、鶴田剛外務省北東亜課事務官

P107

高瀬：日本側の小委員会随員に任命された 人事補助官紹介をする。法務省民事局長谷川第五課長は別に退出したので、その後任として星智孝氏を紹介する。

今日の会談は先週の非公式会談で話をしたところから従って、本第 9 次会議の議事を処理したい。前回非公式会談で話をした永住権問題に関して、ソウル貴国政府から何か通報があったのか知りたい。

李代表：首席代表が今帰国中なので、本国政府でそのような問題に関して検討中にあると聞いている。

高瀬：李代表の方で他の話しをすることはしないのか？

李代表：ない。先週の非公式会談で話をしたところから従って、日本側で見解を陳述していただきたい。

高瀬：それなら先週の非公式会談で話をしたところから従って、永住権者の処遇問題に関して関係各官庁と折衝した結果を、現段階において話せることを述べたい。

1. 永住権者の搬出財産に関して

P108 (1)合意議事録において、韓国側から永住が付与された資格がある在日韓国人が、永住の目的で韓国に帰還する場合には、彼が所有する全ての財産を搬出できるように、日本政府が措置することを希望するという趣旨を陳述し、これに対して日本政府から全ての財産搬出に原則的に異議がないという意を回答することにする。

(2)しかし搬出の時期、方法等具体的細目に対しては後に討議して、必要なことに関してはその結論を合意議事録に記録する。

(3)日本側としては、輸出貿易管理面、外国管理等から推して、全ての財産をまったく無制限に搬出できることを認めるという意を約束することはできない。合意議事録の中の日本側発言に「原則的に」という文字を挿入したのはこのためだ。

(4)日本側の言う「原則的に異議がない」という意味は次の通りだ。

(イ)麻薬、火薬類、風俗を害する危険がある文書等、いわゆる禁制品目の搬出は認められない。

(ロ)明白に商品取引の対象になるものの搬出を認めるということは、正常でない取引の材料を提供することになり、日韓双方に良くない事態が生じる危険があるので、これも認められない。

(ハ)したがって永住帰還者が搬出できる荷物は携帯品、引越し荷物及び職業用具とするが、通常の場合これに依って帰還者は自分の財産を全部持って行くことができる。

P108 (二) 永住帰還者が品物で持って行けない物は、これを換金して持って行くことになるが、帰還時に持って行ける資金は 1 世代当り 180 万円までに限定する。

180万円を超過する分に対しては、本人の名義で日本の銀行に預金し、日本国の法令の範囲内において外換自由化の為替とも勘案して、だんだん本国に送金することが認められる。

ホ)したがって帰還者は彼が所有する財産を全部持って行くことができるのであり、ましてやそのほとんどの者は帰還時に全ての物を持って行くものと思う。以上が現段階においての永住帰国者の資産搬出問題に関する日本側見解であり、何度も日本側で表明したように在日韓国人が自分の能力で成した全財産を搬出するのに対しては、何ら異議がないものであり、ただ日本国法令との関係を考慮したものであることを指摘する。

2.教育

- (1)合意議事録において、韓国側から協定上の永住が許与された在日韓国人で、続けて日本に在留する者が公立の小学校及び中学校への入学を希望する場合には、その入学が認められるように日本政府が措置することを希望するという趣旨を陳述し、これに対して日本側から、日本政府はこのような者に対しては原則で入学を認めるように措置する用意があるという意を回答することにする。
- (2)協定上の永住が許与された者の子孫の教育問題に対しては、協定の対象者と同等な約束をすることはできないが、韓国側の希望を何らかの形式で合意文書にすることを検討する用意はある。

P110 3.生活保護

- (1)合意議事録において、韓国側から協定上の永住が許可された韓国人で、続けて日本に在留する者に対して、日本国政府が生活保護に関する日本国法令に規定されているような利益を、続けて享受させることを希望するという趣旨を陳述し、これに対して日本側から、日本国政府は彼らに対しては続けて当分の間同じ利益を享受させる用意があるという意を回答し、

続いて、

- (2)日本側から日本国政府は、韓国政府が在日韓国人の生活を安定させ、貧困者を救済するために可能な措置を取ることが希望するという意を陳述し、これに対して韓国側から、韓国政府は日本国政府の希望に応じるように可能な措置を講究する用意があるという意を回答することにする。

- (3)協定上の永住が許可された者の子孫にまで、協定の対象者と同じように生活保護を付与することを約束することはできないが、これは永住が許可された者と生計を共にする未成年者に生活保護を付与しないということを何ら意味するものではない。

李代表：色々な問題に関して日本側の見解を陳述したが、これを文書にして提示してくれれば良い。

高瀬：今発言したのと同一な内容を文書にして提供する。

P111 特に処遇問題に関してひと言言いたいのは、日本側が措置できる現実的行動に関して、これをどのような形式にするのかということをお話するのである。

永住権、その他本委員会の諸般問題に関して日本側の見解はほとんどお話したと思うが、本委員会で具体的に審議討議されている諸問題に関する韓国側の意向や見解を可能な早急な日時に披瀝してくれるように特にお願いするものである。

李代表：何度も言ったように現在本国政府で鋭意検討中にあるので、早急な日時にこの座席で韓国側の見解を披瀝するようになることと思う。

今日日本側が披瀝した見解に対しては、これを文書で受け取った後、本国政府と協議して次の機会に、これに関する韓国側見解を陳述する。

高瀬：諒承した。

李代表：先ほど言ったように、今日の日本側見解に対しては文書で受け取った後、これに関する韓国側見解を表明するが、次の幾つかの点に関して日本側の見解を聞きたい。

第一に教育問題において日本側は小中学校の義務教育に限って意見を陳述したが、その他の上級学校に関してはどうか。

P112

高瀬：上級学校への入学、その他に関して国籍に依る制限がないので、所定の条件だけ備えれば進学できるのである。

李代表：韓国側は経済活動において韓国人ということで、差別や制限を受けてはならないと考えるが、これに対する日本側の意見はどうか。

高瀬：非公式会談で話したのと同じで、それ以上答弁する資料を今持っていない。

李代表：差別しないという意味なのか？

高瀬：そうだ。ただ法律等で禁止又は除外されたものは該当しないというのは従来と同じだ。備考

1.新聞発表は「永住権者の財産搬出、永住権者の処遇、教育、生活保護問題に関して相互意見を交換した」とすることにした。

2.次の会議は暫定的に4月13日(木曜日)午前11時に定めた。

以上

P113 1-10 第10次、1961.4.27

P114

外務部政務局

発信

暗号電文

番号：WJ-04113

日時：12日18:00

受信人：韓日会談 首席代表

'61.4月12日

発信人：長官

連：韓日会予第64号

在日韓人法的地位問題に関する政府の指示は後に送付するが、明日の第10次会議では従来立場に従って簡単に論評され、次の会議でわが側の立場を具体的に説明なさるよう願います。

以上

P115

大韓民国外務部

着信電報

番号：JW-04108

東京

日時：13日16:40

受信人：外務部長官 貴下

代 WJ-04113

今日4月13日に開催予定だった第10次会議は、今日請求権委員会が開催することになった事情(劉彰順代表が昨日12日当地に帰任予定だったので今日に定められたもの)と今日法的地位委員会を開催しても特別に新しく発言する事項がないので、来週木曜日(4月20日)に開催することで延期されたのでこれを報告いたします。 首席代表

P116

大韓民国外務部

着信電報

番号：JW-04156

東京

日時：18日 14:58

受信人： 外務部長官 貴下

代 WJ-04113

来る4月20日(木曜日)に第10次法的地位委員会会議が開催されるので、代号電文で言及された法的地位問題に関する政府指示を4月20日以前に早急に送付して下さるようお願いいたします。 韓日会談 首席代表

P117

外務部政務局

発信

暗号電文

番号：WJ-04161

日時：19日 10:45

受信人： 韓日会談 首席代表

'61.4月19日決裁発送了

発信人： 長官

韓日会予第64号及びJW-0470号に関して次のように訓令するので、来る第10次会議でこの線に沿ってわが側の立場を説明なさるようお願いするものである。

1. 永住帰国者の財産搬出問題

(a) 永住を目的に帰国する在日韓人は、彼が所有する全財産を無関税で搬出できる。ただその搬出方法及び手続き等に関する細目は、後に両側の working group で討議して定める。ただし次は例外とする。

(イ)麻薬、火薬、風俗を害する恐れがある文書等、いわゆる禁制品目の搬出

(ロ)明白に商取引の対象になる物品で販売を目的にすると韓日両側で認める場合には、数量、種類等に関する制限をできる。

(b)(イ) 永住帰国者が送金できる金額に関して、日本側が提案した1世代当り日本円180万円は、永住帰国者が韓国で必要な再定着費用としては不足な金額だ。

P118 したがって関係韓人が帰国時に持って来られる金額は10,000ドルとし、それ以上の超過額は working group が定める方法によって搬出する。

(ロ)韓国の産業建設に供する目的で搬出される機械施設及びこれに必要な資金(10,000ドルを超過する分)に対しては、これを許可することとする。

(ハ)前記送金許容金額は米ドルで表示されなければならない。

2. 永住帰国者の内、貧困者に対する資金提供

永住を目的に帰国しようとする者の内、貧困な者は旅費及び再定着に必要な資金がないだろうから、特に日本の生活保護法の対象者だった韓人に対しては、1世代当り2,000ドルを日本政府が支給する。その理由としては彼らのほとんどが戦時中強制労働の目的で日本に動員された人たちなので人道的見地からや、又は彼らの過去の犠牲の代償を支払うという意味からも、そのような補助は当然なことだ。片方、彼らの帰国は生活補助金の給与対象者の数を減少させる結果になるので、日本側としても政府の財政的負担を少なくするものだ。

P119

3. 教育問題

これに関して永住権者は完全な内国民待遇を受けなければならないし、その対象を終戦前範疇該当者とその子孫を区別して差別待遇をするのは不可だ。

4. 生活保護問題

この問題においても永住権者は完全に内国民待遇を受けなければならないし、また終戦前範疇該当者とその子孫を区別して待遇してはならない。

日本側は永住権者に対する生活保護法の適用において「当分の間」生活補助をすると言う

が、彼らが永住権を持って日本に居住する限り、何時でも同法の受益者になれなければならない。

(これに関して貴代表団で米日友好通商条約第3条を参照なさってください)

以上諸問題に対して重要な大綱は協定本文に規定するもので、working group が協議して決定する細目だけ合意議事録に規定する。

また規定形式をわが側が希望し日本側が応答しない形式不適當なので、「このような問題に対して両国が次のように合意した」の形式を取ること。

P120

大韓民国外務部

着信電報
東京

番号 : JW-04169
日時 : 20 日 12:15

受信人 : 外務部長官 貴下

代 : JW-04161

今日 4 月 20 日午前 10 時半から霞友会館で在日韓人の法的地位問題に関する非公式会合を開催し(わが側から李天祥代表他 2 名、日本側から高瀬局長他 3 名)、代号電文の訓令に沿って永住帰国者の財産搬出問題及び永住権者の処遇問題に関する、わが側見解を日本側に披瀝し、来週木曜日(4 月 27 日)に公式会合を開催して、正式にわが側見解を提議した後に、日本側がこれを検討し、これに対する意見を陳述することになりましたので報告するものです。首席代表

P121

大韓民国外務部

着信電報
東京

番号 : JW-04245
日時 : 27 日 12:00

受信人 : 外務部長官 貴下

今日 4 月 27 日午前 10 時半から日本外務省で「在日韓人の法的問題に関する委員会」第 10 次会議を開催したので、その会議内容を次のように報告するものです。

1. わが側は永住帰国者の財産搬出及び永住帰国者の処遇問題に関して、WJ-04161 号電文の訓令の趣旨に沿って、わが側見解を表明した。

(わが側発言の内容は明日 28 日付パウチ便で送付します)

2. これに対して日本側は、わが側見解を建設的なものと望み、日本側としても共同の目的のために研究検討し、早急な日時以内に日本側の立場を陳述すると言った。

3. 次の会議は来週木曜日(5 月 4 日) 午前 10 時半から暫定的に持つことで合意した。

韓日会談 首席代表

P122 韓日予会 第 73 号

檀紀 4294 年(1961 年)4 月 27 日

第五次韓日会談予備会談 首席代表

外務部長官 貴下

件名 : 「在日韓人の法的地位委員会」第 10 次会議議事録送付の件

連 : JW-04245 号

頭の件、去る 4 月 27 日日本外務省会議室で開催された「在日韓人の法的地位に関する委員会」第 10 次会議の議事録を別添のように送付いたします。

別添 : 同議事録 3 部

以上

**P123 在日韓人の法的地位に関する委員会
第 10 次会議議事録**

日時 : 檀紀 4294 年(1961 年)4 月 27 日午前 10 時から 11 時まで

場所 : 日本外務省会議室(第 317 号室)

出席者: 韓国側 : 李天祥、陳弼植、文哲淳代表
鄭一永、閔丙岐、呉元龍専門委員
権泰雄補佐官
日本側 : 高瀬侍郎法務省入国管理局長、平賀健太民事局長
星智孝法務省民事局第五課長、前田利一外務省北東亜課長、
兼松武外務省条約課長、池上努法務省入国管理局所属検事、
平塚子之一警備課長、他 4 名

P124

李代表 : 先週の非公式会合時に披瀝したものを今日正式に述べる。去る第 9 次会本委員会会議で日本側で陳述したことがある在日韓人の法的地位問題の内の永住帰国者の財産搬出及び永住権者の処遇問題に関する日本側見解に対して、韓国側はこれを慎重に検討したが、これに関する韓国側の見解を次のように披瀝するものです。

1. 永住帰国者の財産搬出問題

永住を目的に帰国する在日韓人は、彼が所有する全財産を搬出できるのは勿論、これに対しては如何なる賦課金も課徴してはならないと考える。その搬出方法及び手続きに関する細目は、両側の _____ で討議して定めるようにする。日本側で提示したことがある

(イ)麻薬、火薬、風俗を害する怖れがある文書等、いわゆる禁制品目の搬出と、

(ロ)明白に商取引の対象になる物品で、販売を目的に搬出するものに対しては、韓日両側の認定を条件とし、数量、種類等を制限できることに対しては韓国側も異議がない。

永住帰国者が持って行ける金額に関して、日本側は 1 世代当り日本円 180 万円で提案したが、韓国側は永住帰国者が日本から帰って来て再定着するのに必要な金額を勸案して、永住帰国者が帰国時に持って来られる金額は最大限 1 世代当り 10,000 ドルまでとして、これを超過する金額は韓日両側の _____ が定める方法によって送金できるようにしなければならないし、全ての金額は米ドルで表示されなければならない

P125 いと考える。特に韓国の産業建設に供する目的で搬出される機械施設及びこれに必要な資金は 10,000 ドルを超過しても、その搬出及び送金は許容されなければならないと考える。

2. 永住帰国者の内、貧困者に対する資金提供

永住を目的に帰国する在日韓人の内、貧困者は旅費及び再定着に必要な資金がないだろうから、特に生活保護法の対象者に対しては、1 世代当り 2,000 ドルを日本政府が支給していただきたい。何故ならば彼らのほとんどは戦時中、強制労働の目的で日本に動員された者という人道的見地からだけでなく、彼らの帰国は生活補助金の給与対象者の数を減少させる結果になるので、日本側としても政府の財政的負担を減少させることだ

3. 永住権者の教育問題

これに関して永住権者は完全な内国民待遇を受けなければならないし、その対象を戦前の

範疇該当者とその子孫を区別して待遇を別にすることは不可と考える。

4. 生活保護問題

永住権者は生活保護に関する日本国法令に規定された利益の享受において、完全に内国民待遇を受けなければならないし、また戦前範疇該当者とその子孫を区別して待遇してはならないと考える。特に日本側は永住権者に対する生活保護に関する日本国法令に規定された利益の享受を「当分の間」に限定しているが、韓国側は彼らが永住権を持つ

P126 て日本に居住する限り、受益者になれなければならないと考える。

以上陳述した諸問題を規定する協定様式に関して、韓国側は重要な大綱は協定本文で規定しなければならないと考え、_____で協議して決定する細目に限って、合意議事録に規定するのが良いと考える。また規定形式に関して、一方が希望して一方が応答するという形式は不適當だと考え、「このような問題に対して両国は次のように合意する」という形式を取ることを望むものである。

高瀬：今李代表が話された韓国側見解を文書で得られると了解しても良いのか？

李代表：よい。会議が終わった後に手渡す。

高瀬：韓国側の建設的見解によって提示された諸点に関しては、日本側も共同の目的のために研究検討し、早急な日時内に日本側の立場を陳述するようにする。ひとつだけ聞きたいのは今仰られた見解は本国政府の訓令に依るものと了解しても良いのか？

李代表：よい。

備考：

次の会議は5月4日(木曜日)午前10時半に持つことで暫定的に定めた。

以上

P127 2. 訓令・非公式会談 報告

P128

亜州課所管

4293年(1960年)12月6日起案

4293年(1960年)12月6日決裁

4293年(1960年)12月6日発送・施行
劉彰順代表委員に事務次官が渡して依頼

外政(亜) 第1,431号

外務部

稟議案

貴下

件名：在日韓人法的地位問題に関する交渉方針指示の件

上の件、在日韓人の法的地位問題に関して、別紙のような法案に沿って交渉を進行させるように韓日会談首席代表に電文で指示されるのがどうかと高裁を仰望するものです。

以上

P129 韓日会談首席代表 貴下

在日韓人法的地位問題に関する日本側意見書に対する、政府の見解を次のように指示するのでこれに沿って交渉を進行させていただくように願います。

1. 永住権を持つ者の範囲

イ、太平洋戦争終了当時、即ち1945年8月9日以前から続けて日本に居住する者、及び続

けて日本に居住しているその子孫

『続けて居住する者』というのは、1945年8月9日以後居住の目的を持って1年以上日本国領域から離れたことがない者を意味する。

ロ、日本側意見に対する反駁

日本がサンフランシスコ平和条約発効後に出生した子孫を除外しようとするのは、次
P131 の理由から不当なのでこれを受諾できない。

(1) 韓国国民はその所在如何を問わず、太平洋戦争終了当時、即ち1945年8月9日に日本の管轄から解放されたし、したがって全ての法的関係はこの時を基準にして処理されなければならない。

連合軍最高司令部でもこれに沿って、在日韓人を特殊外国人として取扱い、内国人待
P132 遇をして来たし、韓国でも米軍政を経て1945年に大韓民国が樹立したのである。サンフランシスコ平和条約は占領国である連合軍と被占領国である日本との講和条約に過ぎず、大韓民国がこれによって直接拘束や規制を受けるものではない。

したがって第三次会談時に日本側久保田代表が、サンフランシスコ平和条約締結以前
P133 に大韓民国が独立したことが国際法違反だという妄言をした時、韓国側代表はこれに対して講義して、日本政府はその後1957年に久保田妄言を取り消したのである。

だからサンフランシスコ平和条約締結または発効日付は、在日韓人の法的地位問題を
P134 考慮するのに何らの標準になれないし、何の関係もないものである。

(2) 日本側が米国、ノルウェー、その他の国家との通商航海条約で最恵国待遇を規定して
P135 いて、ただサンフランシスコ平和条約第二条で日本が放棄した地域に originate した者に対する特恵だけを留保したので、在日韓国人の子孫に無限定永住を許諾できないという日本側の意見、これまた事理に合わない理論である。

第一在日韓人の子孫に対してどこかに線を引いて、それ以後に出生した者に永住権を
P136 許可しなければ、いくら経たないで在日韓人のほとんどが永住権の保障がなく、自分が出生して父母が住んでおり、また全生活基盤がある地から離れて韓国に強制退去をされることになるので、これは在日韓人に永住権を付与しないという言葉と大差ない結果になる。

(3) 『オリジネイト(originate)』という言葉は『オリジンを提供する(to give an origin to)』
P137 という意味だが、『オリジン(origin)』は parentage(出身)や ancestry(先祖)として(以上 Websrer dictionary に依る)父母や祖先が韓国から来た韓国人ならば韓国にオリジネイトしたと解釈するものであり、したがって米国、ノルウェー等の条約上の最恵国待遇規定だから困難があるというのは理解できない。

(4) 子孫に対して永住権を付与することは、日本側が第四次会談で何度も同意したことで
P138 あり、今になってこれに対して重大な制限を加えるというのは従前より後退しているものなので、韓国側としては重大な関心を持たざるを得ない。

2. 退去強制問題に対して

退去強制は事実上、永住権を付与することで在日韓人の生活権を保障する問題と正反対
P139 になる。で、永住権許与者に対する退去強制は到底受諾できないものである。

韓国側は従来退去強制に対しては韓国政府と事前協議するように提案したが、その意味は問題の韓国人が永住権を持つ者が、でないかを確認しようとするものであり、永住権を持つ者に対する退去強制を協議しようというものではなかった。(強制退去に関して
P140 は絶対に応諾できないという点を強調して欲しい。)

3. 韓国政府発給の登録証明書問題

この問題に対しては融通性のある、最も現実的で効果的な方案を講究するようにする。

P141

大韓国外務部

着信電報
東京

番号 : TM-1248

日時 : 8 日 16:50

受信人 : 外務部長官 貴下

今日 12 月 8 日午前 10 時から 11 時 30 分まで霞友会館で、わが側から巖公使、李天祥、陳弼植代表、文哲淳参事官、日本側から高瀬侍郎法務省入国管理局長、ト部敏男参事官、平塚子之一法務省警備課長らが出席して、在日韓人法的地位問題に関して非公式的に意見交換をしたので、その内容を下のように報告するものです。

1. 子孫問題 : わが側としては従来主張通りに、在日韓人の子孫に対して何の制限なく永住権が付与されなくてはならない主張した。これに対して日本側は、在日韓人の子孫に対して永遠に永住権を付与することは、協定上明文で明かすのは困難だと言いながら、その理由は在日韓人の子孫に対して永住権を付与したくなくてそうなのではなく、国内事情と第三国に対する関係からだと、他の何らかの形式、例えば日本国入国管理令第 3 条の一般外国人に対する永住許可に関する規定を緩和して永住権を付与するのはどうかという意見開陳があった。

しかし日本側はサンフランシスコ平和条約発効後出生した子孫に対して、実質的に永住権を与えられる方法がないか、もっと研究してみると言った。

2. 強制退去問題 : 日本側は永住者の強制退去問題に関して、既に書面で意見を陳述したように、入国管理令第 4 条に規定されている強制退去事由の全面的な排除は不可能だが、可能な限り強制退去をしないように強制退去事由を 性も置いて減らす意向があると行った。

P142 3. 登録怠慢者に関する問題に対しては、大韓民国政府が発給する証明書を要件にする時、付与した登録に不応な者は、または登録を怠慢した者の取扱問題に関しては、登録制度を進行して見て、その結果余否を見て行きながら再び研究するのがどうかということ論議した。以上

首席代表

1960.12.8.AM10:00

P143

外務部政務局

発信

暗号電文

発信番号 : MT-1278

発信日時 : 9 日 12:00

受信人 : 韓日会談 首席代表

12 月 9 日

発信人 : 長官

貴件 TM-1246 号に関して、

既に外政(亜)第 1,431 号で指示したように、強制退去問題に関しては強力に日本側を納得させ、1945 年 8 月 9 日以前から日本に居住する韓国人、及びその子孫に対しては強制退去の対象から完全に除外されなければならないという点をより強調なざることを望みます。 - 以上 -

P144

大韓国外務部

着信電報
東京

番号 : TM-1282

日時 : 14 日 16:30

受信人 : 外務部長官 貴下

今日 12 月 14 日午前 11 時から、わが側から齋公使、文哲淳参事官、日本側から高瀬侍郎入国管理局長、卜部敏男参事官、平塚子之一入国管理局警備課長、池上努法務省入国管理局所属検事が出席して霞友会館で約 1 時間半の間、在日韓人の法的地位問題に関して非公式的会談を持ったので、その内容を下のように報告するものです。

1. 子孫問題：わが側から、在日韓人の子孫に対しては何の制限なく永住権が付与されなくてはならないと従前通り主張した。これに対して日本側は、在日韓人の子孫に対して永住権を付与する意図がないのではないが、協定上明文で在日韓人の子孫に対して無制限に永住権を付与すると規定するのは日本の国内法処理上困難だと言ひ、在日韓人の子孫に対して実質的に永住権を付与できる方法を研究中だと言った。
2. 強制退去問題：強制退去問題に関してわが側は本部訓令の趣旨に沿って主張したが、日本側はその解決策として次のように言った。即ち日本国法令を排除するということは協定上明文で規定するのは困難だが、その実施面において例えば、暴力で国家転覆を企図する者が両国間の親善を著しく阻害する行為をする者等以外は、強制退去をしないということを協定文に明文で規定しても良いと言った。
3. 処遇問題：12 月在日韓人の法的地位に関する委員会の会議の時に、わが側で指示したことがある帰還者の財産搬出を含む在日韓人の処遇問題に関して(TM-1270 号参照)、日本側は現在関係各省の意見を終結中にあるので、近日間に対する日本側の意見を知らせると言った。
4. 国籍問題：日本側は在日韓人の国籍を、大韓民国と日本が確認する規定を協定上明文の中に入れる必要はないと言いながら、その理由として
 - 1) 大韓民国と日本が、在日韓人の法的地位に関する協定を締結するという自体が、在日韓人が大韓民国国民であることを前提としているもので
 - 2) 日本の国内事情からこのような規定を置くと、協定自体の成立に支障をもたらすかも知れないという点を話した。これに対してわが側は、従前通りに国籍確認に対する条項はそのまま置くことを主張した。 以上

韓日会談 首席代表

1960.12.15.AM10:00

P146 在日韓人法的地位に関する委員会 関係者会議 討議要録

一.日時：檀紀 4294 年(1961 年)1 月 16 日午後 3 時から 5 時 25 分の間

二.場所：外務部事務次官室

三.会議出席者 (会談法的地位委員会関係者) 李天祥代表、関丙岐専門委員、鄭一永専門委員、
(外務部関係者) 齋堯燮公使、陳弼植参事官、齋永達亜州課長、
亜州職員 3 名(崔恍洙、金太智、宋升鉉)

四. 会議討議内容要旨

P147 五. 財産搬出問題、国籍問題、在日韓人の定義等問題に関して、外務部草案通りにすることに大体で合意した。

P148

一、永住権付与対象者の範囲問題に関して、まず外務部草案第一案を推進し、第一案の貫徹が困難な時に同第二案で推進することで大体で合意を見た。第二案の内、永住権が付与された者の子孫の成年到達後の処理に関して三個の提案が提示されたが、(イ)案(齋課長案)(ロ)案(李天祥代表案)(ハ)案(陳参事官案)に関してはもう少し検討してみることにした。

二、永住権許可の方法問題に関して陳参事官案

(駐日代表部が発給する証明書を永住権申請時に添付しなければならず、申請しない者の処
P149 理に関しては両国が別途に協議する)通りにまず推進するのが良いというのに大体で合意
した。

三、退去強制問題

外務部草案第二案の内、わが側がある在日韓人の退去強制に譲歩をするとしても、でき
るだけ少ない範囲に局限しなければならないという意見が支配的だった。

四、永住権が付与された在日韓人の一般的処遇問題に関して外務部草案に大体同意したが、陳
参事官から教育分野に関しては特別に別個の規定を設定するのが良いという意見があった。

P150 在日韓人法的地位に関する委員会 韓国側基本方針

一、在日韓人の国籍問題

(第一案) 協定文序文に次のような文句を挿入する。

『両国政府は在日韓人が大韓民国の国民であることを確認し、彼らの地位に関して
次のように約定した』

(第二案) 次のような文句を挿入する。

P151 『大韓民国と日本政府は在日韓人の法的地位に関して次のように約定した』

(第三案) 第一段階として第一案、第二段階として第二案を推進して、それでも日本側が協定
文内の前記文句の挿入を拒否する時には、同文句の挿入主張を放棄する。

二、在日韓人の定義

在日韓人の定義に関する、次のような規定を協定文の中に規定する。

P152 『在日韓人というのは韓国人で、太平洋戦争終戦以前から日本国内に継続して居住す
る者(配偶者を含む)及びその直系卑属を言う。』

三、永住権付与問題

1. 範囲

(第一案) 左記事項を協定文の中に明記する。

『韓人で太平洋戦争終戦以前から継続して日本に居住する者とその直系卑属』に全部
付与する。

(第二案) 第一案の推進が困難な時には、次のように主張する。

P153 ア、韓人で、太平洋戦争終戦以前から継続して日本に居住する者、及び本協定発効時ま
でに日本で出生し続けて日本に居住した者に対しては永住権を付与する。

イ、下記に依って永住権が付与された者の子孫に関しては、次のように処理する。

a. 成年到達時まで続けて日本に居住するようにする。

b. 成年到達後永住権を申請する場合、禁錮又は懲役以上の刑を受け、その執行が終了
した者を除いては永住権を付与する。

P154

2. 永住権付与の方法

ア、本協定発効日から五年以内に永住権許可を申請する。

イ、永住権を申請するにおいては、駐日代表部が発給する証明書を添付しなければなら
ず、前記五年以内に申請しない者の処理に関しては両国が別途に協議する。

四、退去強制問題

P155 永住権を付与を受けた者は、如何なる場合においても退去強制を受けない。

(第二案) 永住権が付与された在日韓人に対しては、日本国入国管理令第 24 条の退去強

制規定を適用しない。ただし暴力等の方法で日本政府を転覆させようという犯罪行為をした者に対しては、退去強制を認定できる。しかし関係者の退去強制のためには、毎回ごと事前に韓国政府と協議しなければならない。

五、処遇問題

P156 ア、次のような内容の規定を置くようにする。

『在日韓人は参政権を除く経済、社会、教育、職業等、全ての分野において日本人と同等な待遇(内国民待遇)を受ける。(外国人一般に対する日本の如何なる制限法令も、これに適用されない)』

イ、右に付加して教育分野に関してだけは、次のような規定を別に置く。

『在日韓人は教育に関して、日本人と均等な機会を持ち、また彼らは各級各種の教育機関を設立運営できる』

P157

六、財産搬出問題

1. 第一案をまず主張して、同案の主張の貫徹が困難な時、第二案を提示する。

(第一案) 本協定発効後韓国で永住するために帰国する在日韓人に対しては、日本国から搬出する全ての動産、及び送金する金員に関しては何らの制限及び賦課金を課さない。

P158(第二案) 本協定発効後韓国で永住するために帰国する在日韓人財産の、日本国内処分行為に対する日本国法令所定の課税は認めるが、韓国への搬出または送金に随伴する制限、または賦課金は認めない。

2. 動産の搬出方法及び送金手続きに関しては、別途にこれを合意決定する。

P159 在日韓人法的地位委員会 韓国側(案)

三、永住権付与問題

1. 範囲

(第一案)左記事項を協定文の中に明記する。

『韓人で太平洋戦争終戦以前から継続して日本に居住する者とその直系卑属』

(第二案)

ア、韓人で、太平洋戦争終戦以前から継続して日本に居住する者に対しては永住権を付与する。

P160 (本協定発効時まで日本で出生した者を含む)

イ、上記に依って永住権が付与された者の子孫に関しては、次のように処理する。

a. 成年到達時まで続けて日本に居住するようにする。

b. 成年到達後の処理に関して次のような案を構想できる。

(イ) 成年到達後一定な期間(五年)内に永住権許可を申請する時に、刑事上の犯罪(受刑量から見て重刑を受けた者に限るようにする)を犯していない者には永住権を付与する。

(ロ) 成年到達後、大韓民国または日本国の国籍を選択できるし、大韓民国の国籍を選択する者は永住権を申請して、永住権を付与を受ける。

P161

(ハ) 成年到達後一定な期間内に永住権を申請する者に対しては永住権を付与する。

ただし、本協定発効後三十年以後に出生する者の地位及び処遇に関しては、当時の事情に従って再検討する。

四、2. 永住権付与の方法

ア、本協定発効日から五年以内に永住権許可を申請する。

P162 イ、永住権を申請するにおいては、駐日代表部が発給する証明書を添付しなければならず、前記五年以内に申請しない者の処理に関しては両国が別途に協議する。

五、3. 退去強制問題

(第一案) 永住権を付与受けた者は、如何なる場合においても退去強制を受けない。

(第二案) 永住権が付与された在日韓人に対しては、日本国入国管理令第 24 条の退去強制規定を適用しない。ただし暴力等の方法で日本政府を転覆させようという犯罪行為

P163 をした者に対しては、退去強制を認定できる。しかし退去強制の必要余否の審査、退去強制の方法等に関しては韓国政府と協議しなければならない。

六、処遇問題

在日韓人は参政権を除く経済、社会、教育、職業等、全ての分野において日本人と同等な待遇(内国民待遇)を受ける。(外国人一般に対する日本の如何なる制限法令も、これに適用されない。)

(右に付加して教育分野に関してだけは、特別に次のような条項を新設しようという

P164 意見がある。『在日韓人は教育に関して、日本人と均等な機会を受け、また彼らは各級各種の教育機関を設立運営できる』)

七、財産搬出問題

1.(第一案) 本協定発効後、韓国で永住するために帰国する在日韓人に対しては、日本国から搬出する全ての動産、及び送金する金員に関して、何らの制限及び賦課金を課さない。

(第二案) 本協定発効後、韓国で永住するために帰国する在日韓人財産の、日本国内での処分行為に対する日本国法令所定の課税は認めるが、韓国への搬出または送金に伴う制限、または賦課金は認めない。

P165 2. 動産の搬出方法及び送金手続きに関しては、別途にこれを合意決定する。

一、在日韓人の国籍問題

(第一案) 協定文序文に次のような文句を挿入する。

『両国政府は在日韓人が大韓民国の国民であることを確認し、彼らの地位に関して

P166 次のように約定した』

(第二案) 次のような文句を挿入する。

『大韓民国と日本政府は在日韓人の法的地位に関して次のように約定した』

(第三案)日本側が明記かるのを拒否する場合には、同文句の挿入主張を放棄する。

二、在日韓人の定義

P167 在日韓人というのは韓国人で、太平洋戦争終戦以前から日本国内に継続して居住する者(配偶者を含む)及びその直系卑属を言う。

P168

外務部政務局

発信

暗号電文

番号 : WJ-0175

日時 : 3 日 17:00

受信人 : 韓日会談 首席代表

'61.

発信人 : 外務部 長官

在日韓国人法的地位に関する協定要綱
第五次韓日会談予日会談在日韓人法的地位分科委員会において、わが側が取る基本方針に関して、次のように訓令するものである。

「在日韓国人法的地位に関する協定要綱」

一、国籍問題

大韓民国政府及び日本国政府は、在日韓人が大韓民国の国民であることを確認する。

二、永住権問題

日本国政府は、韓国人で太平洋戦争終戦以前から継続して日本に居住する者とその直系卑属及びその配偶者に対しては永住権を付与する。
(この場合において一般外国人に適用される永住権の条件、手続き及び手数料に関する日本の法令の規定は適用されない。)

三、退去強制問題

永住権を享有する者は退去強制をされない。

四、処遇問題

永住権を享有する在日韓人は参政権を除く経済、社会、教育、職業、その他全ての分野において「内国民待遇」を受ける。

五、財産搬出問題

本協定発効後韓国で永住するために帰国する在日韓人に対しては、日本から搬出する動産、及び送金する金員に関して何らの制限や賦課金を課さない。

動産の搬出方法及び送金手続きに関しては、別途にこれを合意決定する。

P169 在日韓国人法的地位に関する協定要綱(記 2)

六、発効日付

本協定は両国政府代表が署名した日付から効力が発生する。

P170

大韓国外務部

着信電報
東京

番号 : TM-0226
日時 : 4 日 12:40

受信人 : 外務部長官 貴下

2月2日午後4時から霞友会館で、李天祥代表、陳弼植代表、権泰雄三等書記官、日本側からは高瀬侍郎法務省入国管理局長、宇山厚参事官、平塚子之一法務省警備課長、他2名が希望して約2時間、法的地位問題に関して非公式的に意見交換をしたので、その内容を次のように報告するものです。

1. まずわが側は日本側が要請していた、第7次法的地位委員会会議でわが側が表明した見解(1月10日付日本側案に対するもの)を文書にしてこれを参考的に日本側に手渡した。
2. 日本側は去る1月30日法的地位委員会第7次会议で、1月10日付日本側案に対して韓国側が表明した見解は、第五次韓日予備会談が始まった昨年10月25日当時に後退したものと考えられ、ましてやその間非公式会合で討議した内容に依拠して、今後の討議においての基礎にするために非公式文書で作成して、韓国側に手渡したものを公式会議席上で強硬に反論する韓国側の態度を理解できないし、今までの非公式会合が何らの意味がないものではないか。

これに対してわが側は、日本側案に対する期待が大きかっただけ、別に大した進展がない日本側案を見て失望したことを言い、韓国側としては前記日本側案を公式的なも

のと理解していたので、また日本側からの要請もあったのでこれに対する COMMENT を公式会議でしたものと言った。

- P171 3. 強制退去問題に関して日本側は、入管令第 24 条が生きている以上、これを永住権が付与された在日韓人に関して全面的に適用しないということは、日本の国内法体系上不可能なことだが、午前の公式会談での韓国側主張は永住権者は全く強制退去の対象にならないという意味なのかを質問した。

これに対してわが側は、午前の公式会議での韓国側見解は強制退去に関する 1 月 10 日付日本側案が余りに広範囲で漠然としているとコメントしたと指摘し、永住権者と言えども暴力で日本国政府の転覆を企図した者に対しては、強制退去の対象者に考慮できることを話した。

日本側は 1 月 10 日付強制退去に対する案件は、非公式会議で了解された線であり、したがって制限的列挙である入管令第 24 条に規定された事由の内、どのように事由に限定して永住権者に適用するかということ、両側で討議することになっていたと言った。

4. 日本側は永住権許可を申請する時に添付する証明書に関して、午前の公式会議で韓国側がこれを事実証明書と言ったが、それはどのような内容のものなのかを質問した。

これに対してわが側は、事実証明書と言うのは申請人が永住権を付与受けるべき者に該当するかの余否を添付する文書であると言ったところ、

日本側はそのような該当余否に関する審査は日本政府の権限に属すものであり、大韓民国政府またはその機関が発行する証明書は当該申請人が大韓民国に忠誠を尽くすという証明で、日本側に対する推薦書のような性格を持つものに過ぎないと主張した。したがって日本側は永住権該当者を一斉に日本政府に申請させた後、大韓民国政府が発行するそのような証明書を協定で規定した期間内に添付、または提出した者を優先的に審議し、協定上認定する永住権を付与する方針であることを明らかにし、このような証明書を添付しない者は入管令第 22 条の規定に依拠して取扱うか、その他の方法で取扱うかということは、日本政府が単独で決定することであると主張した。

P171

これに対してわが側は、証明のようなものはどこまでも両国政府が協力して該当者に永住権を付与する、そういう性格のものにならなければならないと言い、申請をしない者、または証明書を取得しない者の取扱は、協定期間満了後新しく両国政府間で協議されなければならないと主張した。

5. 日本側は国籍確認問題は論議しないと合意を見たとおもっているが、午前の公式会議で韓国側がこれに言及したのを聞いて意外だったと言った。

これに対してわが側は、公式、非公式会議を問わず国籍確認問題に関することは論議しないと合意をみたことはないと言った。

日本側から平賀代表が外国旅行中なので、この問題の論議は後に回そうと言った事実を想起させた。

6. 永住権の範囲に関して日本側は、外国人である在日韓国人の子々孫々にまで永住権を付与すると協定上規定するのは、国会の批准のためにも不可能だと言いながら、国籍と処遇の間には均衡を持たなくてはならないと言った。

これに対してわが側は、子々孫々に永住権が付与されても実質上、日本側に何の支障もないだろうと指摘し、国会批准云々言うが協定上の表現が問題になるだけだと言った。

7. わが側は以上言及した問題に関するだけでなく、永住権者の処遇問題、帰還者の財産搬出及び送金、国籍確認問題に関する日本側の意見を提示してくれることを要請

した。

これに対して日本側は、永住権者の範囲が確定しない限り、彼らに付与される処遇問題を論議するのは難しいと言いながら、特に国籍確認問題に対しては日本側は断固反対することを主張した。

P173 8. 日本側は法的地位に関する問題すら、韓国側が既に非公式会合で合意を見たことを反復し、両側の意見が対立したまま何らの進展も見られない場合には、これに関する公式会議は勿論非公式会議を持ったとしても何の意味もないので、今回の予備会談を一旦休会し、本会談を開く時まで待つとか、または両国政府の幹部クラスの政治的折衝に任せるとかしなければならぬと思うと何度も言った。

これに対してわが側は、法的地位に関する問題を早急な日の内に解決させることで、その他の諸懸案問題の討議解決に対する基盤を用意したい、韓国側の熱意には何ら変わりがないことを指摘し、却って韓国側は日本側の異例的な強い態度を理解できないと言った。

日本側は今後互いに協議できる糸口を探すことになり、必要な時に非公式会合を持つと言ひ、次の公式会議の日時は決定できなかった。

追伸: 第1項で言及したわが側見解は、TM-0227号で送付しますのですぐに取り扱願います。
韓日会談 首席代表

1961.2.4.PM4:00

P174

大韓民国外務部

着信電報
東京

番号 : TM-0227

日時 : 4日 12:45

受信人 : 外務部長官 貴下

去る1月10日日本側が提示した在日韓人の法的地位問題に関する案は、従来の論議をくり返したもので韓国側が期待していたものとは距離が遠く、率直に言って失望を禁じ得ない。

1. 永住権付与の範囲に関して :

日本側案によると

(1) 太平洋戦争終了日まで日本に居住した韓人、及びサンフランシスコ平和条約発効日まで出生したその子だけに協定上の永住権を付与し、

(2) サンフランシスコ平和条約発効以後に出生した彼らの子孫に対しては、合意議事録から

(イ) その内、子(息子)即ち二世に限って、

(ロ) 成年に達する時まで人道主義に反してやたらに親から引き離して、日本国外に退去させない。

(ハ) 彼らが成年に達した後、外国人として永住許可の申請をする場合には好意的に処理することを約束するというものである。

つまり子々孫々はおるか、孫(孫の孫)まで除いてやっと、子だけに局限し、それも未成年時には原則的に退去をさせないで、成年に達した後には好意的に永住許可の申請を処理するという、ごく一方的で不確実なものに過ぎない。

日本側は永住権が付与されるべき在日韓人の子孫の範囲に関して、従来の主張のようにサンフランシスコ平和条約発効日を基準にして、それ以前に出生した者とそれ以後に出生した者に対する取扱を異にしているが、これは韓国側としては到底応じられない見解である。

P175 韓国側から何度も主張して来たように、太平洋戦争終了日まで日本に居住した韓人、及びその子孫に対して永住権が付与されなければならないのは、彼らが日本に渡って来て定着することになった特殊な歴史的背景に連携するものであり、したがって前言したようにサンフランシスコ平和条約がどの日に発効したかは、永住権の範囲を拘束するのに何ら基準にならないものだ。

ましてや在日韓人の子孫は後世に代を継ぐほど、日本に暮らすべき定着性が強くなることに鑑みて、彼らによりましな待遇が付与されるべきであって、より粗末に取扱われてはならないと考える。

2. 永住許可の方法に関して：

永住許可を申請する時に添付する証明書に関しては、当該申請人が永住許可を受ける者に該当するという事実を証明する文書で足りると考え、今さら日本側で言う国籍証明書を添付する必要はないと考える。

3. 強制退去に関して：

在日韓人及びその子孫に対して永住権を付与するということは、彼らが強制退去を受けることなく日本に安心して定住させることにあるのだが、今回日本側が提示した強制退去に関する案は該当事由が広範で漠然としているので、今まで討議して来た線から後退したのみならず、こうなると永住権は有名無実なものに化ける恐れがあるので、到底これに応じられないものである。

以上が日本側案に対する韓国側の意見であるが、前回韓国側で提示したことのある永住権者の処遇問題、帰還者の財産搬出及び送金、国籍確認問題に関する韓国側見解に対する日本側見解を含む新しい案を早急な日時に提示してくれるように望むと同時に、

P176 韓国側として日本側に問題が連携するが、根本を把握して大局的な見地から国内法に余り縛られずに勇断のある提案をしてくれることを期待するものである。

(以上)

韓日会談 首席代表

1961.2.4.PM2:53

P177

大韓民国外務部

着信電報
東京

番号：TM-0251

日時：8日 11:50

受信人： 外務部長官 貴下

1961.2.8

昨2月7日TM-0249号で報告した事項の内、幾つかに関して政府の訓令を願います。

1. 漁業問題に関してこれ以上実質的討議に入らないという態度は続けられないので、資源問題を討議しようと日本側の提議に応じようとしています。これは昨日報告したように現存する平和ラインを変更する意味は露ほども持つものではない。平和ラインを資源の根拠から主張しようというものです。資源討議もしないという場合には、会談を中止しようと日本側は主張します。
2. 法的地位問題に関する昨日の報告の内、次の諸問題に関して、次のような方向で交渉を推進するのはどうかと思います。昨日報告したように、このような方向に推進するには大体で両側の意見が一致しました。
 - 1) 永住権の範囲において、在日韓人の子孫に関して、一定な時期が過ぎた後に REVIEW するようにしようという問題に、
 - 2) 永住権手続きにおいて証明書を外そうという問題、ただし永住権該当者余否に関して日本側が単独で判定するのが難しい場合には、韓国側の証明書を添付させるようにする。

- 3) 退去強制に関して前から論議されていたように、暴力で日本政府を破壊しようという者に限って退去強制を認める問題
- 4) 生活扶助金に関しても永住権のように、一定な時期が過ぎた後に REVIEW する問題
3. 法的地位に関する諸問題の内、国籍に関するわが側の主張は前と変わらないが、日本側は P178 絶対にこれを受け入れられないという態度なので、適当な時期にこれを外すようにする考えです。これを外しても在日韓人に関して、韓国側と協定を結んだという事実自体が、在日韓人は韓国人だということを日本側が認定したと解釈できます。

参考：

1. 請求権問題に関する討議は予定した通りに進行するでしょう。
2. 予備会談をとにかく早く進行させ、できるだけ3月末までには予備会談を終わらせるよう努力しようと合意しました。その時まで法的地位に関する協定草案を完成させ、その他の問題に関しては合意を見た部分と見られない部分を明確にして、政治的な折衝を分かち合える段階まで引いて行こうと合意しました。
3. 日本の新聞には4月に本会談をすることで合意したと報道されましたが、そのような合意をしたことはありません。ただ3月までに予備会談を終え早急に本会談に越えていくことで合意を見ただけです。
4. 日本側(伊関局長)は平和ライン問題解決に時間が必要なのは認めるが、一般請求権(文化財と船舶を除く)は完全解決し、平和ライン問題だけは何らかの原則(例えば共同調査委員会を設置する等)だけを決定することは不可能だと、再三強調しました。しかし昨日の会談においては平和ラインと請求権問題を一緒に後に回すとか、または同時に解決するとかいう合意はしないで、既に報告したように平和ライン問題に関しては資源問題を討議しながら、請求権に関しては項目別討議に入ることで合意をみたのです。以上

首席代表

1961.2.8.PM3:0

P179

外務部政務局

発信

暗号電文

発信番号：MT-0267

発信日時：10日14:30

受信人：韓日会談 首席代表

発信人：長官

TM-0251号に関して次のように指示するものです。

1. 法的地位に関して：

イ、永住権の範囲において、在日韓人の子孫に関して REVIEW する構想は、次の理由で中止して下さい。

即ち永住権付与の主目的が、在日韓人が安心して日本に定着して生活する権利を保障してあげようというものなのに、これが一定期間後に再検討されることで心理的不安を与えるようになるのは政治的、その他の考慮から見て延命できない。

ロ、永住権の手続きに関しては、件のなさを通りに推進するのが良い。

ハ、退去強制に関しては継続して全面的な排除を主張するとして、交渉末期に行って暴力で日本政府を破壊しようという者に対する例外を認定できる。ただし彼らの退去地は大韓民国であることを明白にすること。

ニ、生活扶助金に関しても、一定な時期後に REVIEW する方法を選ばずに、彼らが時期的な制限なく完全に内国民待遇を受けられるようにすること。

P180

2. 請求権問題は強力に推進すること。
3. 平和ライン及び漁業問題に対して：
 - イ、資源問題討議というのは具体的に何を意味するのか、またそれが暗黙的に意味するものは何なのかを警戒しなくてはならないし、これに対する代表団の意見を聞こうと思う。
 - ロ、3年ないし5年を期間とする資源共同調査案は、その間平和ラインが尊重されるという条件下で考慮してみても良いと思料される。
4. 平和ライン問題を討議しなければ会談を中止するという脅しは気になさらずに、会談を推進し続けるとして、この問題に対しては厳然たる態度を堅持なさること。
5. 予備会談期間に対しては、勿論可及的早急な会談の進展を希望するものだが、わが側が焦燥な態度を見せないことが緊要だということを添言いたします。

以上

P181

大韓民国外務部

着信電報
東京

番号：TM-0284
日時：11日 17:10
1961.2.11

受信人： 外務部長官 貴下

1. MT-0267 に対して次のように意見を上申するものです。

法的地位に対して：

- イ、在日韓人の子孫に対する永住権に関しては、彼らが永久的に特殊外国人として日本に永住するようにすることは日本側が極力反対するものなので、これを貫徹するのが難しいので、協定草案に「在日韓人の子孫に対して永住権を付与することを原則として、協定発効一定期間(例えば20年後)が経過した後に出生した子孫に対して、当時の事情から見て本協定の永住権に関する規定を、そのまま適用するのが適当でないと思われる時には、一方当事国の提示によって再び協議することにする」という原則で交渉するのが妥当だと思料します。
- ロ、退去強制を大韓民国にするという問題においては、日本側がこれを受諾する可能性がほとんどないだけでなく国際関係を見ても、強制追放権は被追放者が自国から退去するだけで満足し、行き先国に対しては被追放者が自由に選択するのが常態なので、これを主張し難いと思料します。

2. 平和ライン及び漁業問題に対して：

- イ、従来わが側は資源問題の実質的討議に全く応じなかったが、その理由はそのような討議は平和ラインの現状を変更することを前提としていたからだが、これに対して日本側はそれなら平和ラインと関連のない資源問題をしようと言うので、資源論的討議からわが側は平和ライン設定の正当性を主張しようという究極的目標から、これに応じるのが良いだろうと考えたものである。資源論からは畢竟意見の対立が予想されるので、したがってこのような討議は結果的に共同調査委員会問題に直面するでしょう。

追記：本人は在日韓人の法的地位に関する問題は、予備会談で協定草案までも作成されることを希望していることを上申します。

以上を参酌なさり早急に再訓令をお願いします。

首席代表

1961.2.12.AM11:30

P183

大韓民国外務部

着信電報
東京

番号 : TM-0286
日時 : 13 日 11:15

受信人 : 外務部長官 貴下

連 : TM-0284 号

標記連号電文で請訓されたことに対しては、今後の会談進行のために至急に必要なので、これに対して早急に指示して下さるようお願い、併せて劉彰順、金潤根両代表の帰任も至急なので、同両代表の帰任日時を回示して下さるよう願います。以上

首席代表

P184

外務部政務局

発信

暗号電文

発信番号 : MT-0283
発信日時 : 13 日 14:45

受信人 : 韓日会談 首席代表

発信人 : 長官

外国人に対する永住権付与関係法令及び慣例調査依頼の件

貴公館駐在国に永住権を持って居留する外国人の子孫に対して、駐在国が永住権を付与する時、どのような条件と状況下に付与するのかに対する関係法令及び慣例を早急に調査回報して下さい願います。

P185

外務部政務局

発信

暗号電文

発信番号 : MT-0296
発信日時 : 14 日 17:30

受信人 : 韓日会談 首席代表

発信人 : 長官

TM-0284 号電文で請訓された件に関して、次のように指示します。

記

1. 法的地位に対して :

- (1) 永住権の範囲に対して : 在日韓人の子孫に対する一定期間後の「滞留」に関しては、現在各国の自国内で出生した永住権所有外国人の子孫に対する処遇の実例を調査検討中なので、その結果に沿って以後指示する予定であるが、その時までには従前の主張通りに無条件付与を要請し続けるように願います。
- (2) 退去強制問題に対して : 退去強制の完全排除を強力に主張することと、これが到底合意を見られない場合には、日本が在日韓人が大韓民国国民であることを確認するという条件下に、暴力で日本政府を破壊しようという者に対してだけ退去強制を容認できるようにする考えです。(これに関して日本の出入国管理令第 53 条を参照すること)
- (3) 在日韓人の大韓民国国籍確認は、在日韓人の法的地位問題において最も重要なものなので、これを貫徹するように最大の努力を傾注なさして下さい。これに対する理論的根拠は、韓国はただひとつだけであり、韓国の合法政府は大韓民国政府なので、韓国が在日僑胞に対しては大韓民国政府がこれに対する対日交権を持っていると主張されるのが良いでしょう。(第一次会談での日本側提案にもこのような内容があったことを添言する

P186

拠は、韓国はただひとつだけであり、韓国の合法政府は大韓民国政府なので、韓国が在日僑胞に対しては大韓民国政府がこれに対する対日交権を持っていると主張されるのが良いでしょう。(第一次会談での日本側提案にもこのような内容があったことを添言する

ものです)

2. 平和ライン及び漁業問題に対しては、2、3 日以内に指示します。

P187

東京

番号：TM-02

日時：27 日 14:00

外務部長官 貴下

今日 2 月 27 日午前 10 時から 11 時まで霞友会館で、わが側から本人と李天祥代表、日本側からは澤田首席代表、伊関局長が会合して非公式的会談を持ったので、その内容を次のように報告するものです。

日本側：去る 2 月 7 日両側首席代表が会談進行方法に関して合意した後、関係各省代表たちと協議してそのように進行させることにした。

わが側：わが側は大体でその時に合意した線通りに進行させることにした。事実はわが側はその時、既に大体でそのような方針を立てたのだが、日本側が急にわが側を攻撃することに因って、その間相当な時間が無駄に流れたのだ。漁業問題に関してわれわれは、その前にも討議を拒否したことはないし、これからも従来態度通りに進むつもりだが、請求権問題討議に関して日本側は前に言った通りに項目別討議に入ることに異議がないのか？

日本側：異議ない。ただ項目別討議に入る前に一般論をしなければならない。

わが側：一般論で長い時間を引けば困難だ。一、二回で足りるのではないか？

P188 日本側：そうだ。長くはしない。ただこの次に国会に出て説明をする必要があり、また上部の決裁を得る時にも一般討論をせざるを得ない。一般討論では意見の合意を見るのが不可能なので、双方自分側の意見を述べることで終わるのが良い。韓国の政治情勢に関して幾つか聞きたい。韓日会談に対する一般的空気はどうなのか？

わが側：余野を問わず韓日会談を推進しなければならないことに対して異議がない。

日本側：特別裁判所、公民権制限、不正蓄財者処断等の問題は怎么样了のか？

わが側：不正蓄財者問題は関係法が、まだ国会を完全通過していない。公民権制限問題、不正選挙処罰問題は今月末日が過ぎれば控訴時効満了で案件に入るだろう。

日本側：4 月危機説があるが。

わが側：そんな話がある。4 月革命 1 周年記念で一部学生や市民たちが動く憂慮もなくはないが、危機というのはデマだ。大したことないと思う。

P189 日本側：それならば 4 月が過ぎれば 4 月革命の後手術が終わるということで大丈夫なようだ。予備会談を 3 月末までに終えようという、当初の話は不可能になった。韓国側にも色々国内事情があるだろうし、日本側も国会関係等があるので、徐々に会談をするのが良いようだ。

わが側：良いようだ。この際にもう一度言っておきたいのは、この会談を成功させるためには、結局は日本側の英断がなくてはならない。それなしには会談の成果は不可能だ。

日本側：それはしかし終りに行って政治的決断を下すためには、やはり事務的に十分な予備的交渉がなくてはならないだろう。6 月には池田首相が米国大統領を訪問することになるが、韓国の張総理も米国を訪問することになるので、政治的考慮のためにはその時が時期が良いようだが、予備会談がそのように終わるようではない。

合意した事項：

1. 各委員会は 3 月 2 日以後続けて開くことで合意を見た。

2. 文化財に関しては日本側専門家が会合を続けて、賠償文化財の事実確認を推進することにした。

P190

一般問題

1. 在日僑胞の財産搬出問題

わが側：わが政府としては在日僑胞の財産搬出問題に関して相当な関心を持っているが、これらに対して日本政府で特別な便宜を見てくれないか？

日本側：賛成だ。『無為替輸出』という形式でできると聞いているが、大蔵省も賛成である。搬出希望者がいれば「CASE BY CASE」で処理する。

2. 国会議員の視察旅行

わが側：両国国会議員のお互いに視察旅行をするというのに関して、意見を聞かせて欲しい。

日本側：野田卯一、田中角栄、田中カツオ(栄一?)の三議員(自民党の閣僚級人物である)が韓国訪問を計画したが、韓国側から何時来ても良いし、または同時に交換しても良いと考える。相当な影響力のある韓国の与野国会議員が来て、色々と意見を交換したら助けになると思う。

P191

大韓国外務部

番号：BM-0249

着信電報

日時：28日 10:10

受信人： 外務部長官 貴下

貴電 MB-0239 号(永住権に関する)指示に対しては、2月21日付駐独代第117号で去るパウチ便で報告いたしましたので了知なさり願います。

駐独大使

P192

大韓国外務部

着信電報

番号：JW-0304

東京

日時：2日 14:30

受信人： 外務部長官 貴下

李天祥代表が本国に帰国して協議したことがある、在日韓人の法的地位問題に関する指示を早急に送付して下さいように望みます。

首席代表

1961.3.2.PM2:40

P193

外務部政務局

発信

暗号電文

61年3月2日

受信人： 韓日会談 李天祥代表

発信人： 亜州課長 巖永達

永住権の範囲及び退去強制問題に関して本部から新しい訓令を送る予定でしたが、上部では同問題に関して李代表が帰国される前に本部で訓令したことがある、われわれの従前の立場に沿って交渉を推進されることを望まれるので、これに関する訓令を中止しました。しかしこの問題に関する交渉が難関に直面する時には、他の問題に移って行って討議されても構わないと思料されるので、参考にお知らせするものです。 以上

P194

外務部政務局

発信

暗号電文

発信番号：WJ-0310

発信日時：3日 16:10

61.3.2

受信人： 韓日会談 首席代表

発信人： 長官

在日韓人法的地位問題に関する訓令の件

(代：TM-0284号電文)

上記代号電文で請訓された件に関しては、MT-0296号で既に指示していますが、この問題に対して次のような資料を送付しますので参考になさってください。

追記：別添(1)は退去強制に関する各国の法令で、別添(2)は退去強制の退去地に関する各国の法令ですが、より詳細な資料は収集し次第送付いたしますので、そのように了知なさってください。

~~SECRET~~

(1) Immigration laws and regulations, Brazil
Provisions concerning non-admission and deportation

"An alien who commits an offence against the State, the social or political order, public peace and morality or the national economy may be expelled from the country. The penalty of expulsion likewise applies to an alien who:

.....
.....

Aliens who have lived legally for more than 25 years in the country or who have living illegitimate children of Brazilian nationality, may not however be expelled."

(2) Immigration laws and regulations, Peru
Provisions concerning non-admission and deportation

"Subject to certain conditions, aliens domiciled in the country are not liable to be expelled, nor are the widowers of Peruvians or persons married to Peruvian woman and living with them normally."

~~SECRET~~

195

211

0295

(3) British Imperial law of July 27, 1871, regulating expulsion by the police, as given in For. Rel.

1892, 13, reads:

~~SECRET~~

The expulsion of a person from a community where his home and domicile is ~~is~~ objectionable. When the right to domicile has been acquired in a certain place, expulsion from it cannot take place.

~~SECRET~~

(1) Immigration laws and regulations, U.S.A.

Country to which alien will be deported

"The deportation of an alien who is being deported under Sections 236 and 237 of the Immigration and Nationality Act (Immediate deportation of aliens excluded from admission or entering in violation of law) shall be to the country whence the alien came, in accommodation of the same class in which he arrived, unless the Attorney General decides that immediate deportation is not practicable or proper."

~~SECRET~~

196

212

0296

(2) Immigration and alien registration laws, the
Philippines (section 38)

~~SECRET~~

"An alien ordered deported shall, at the option of the Commissioner of Immigration, be removed to the country whence he came or to the foreign port at which he embarked for the Philippines, or to the country of his nativity or of which he is a citizen or subject, or to the country in which he resided prior to coming to the Philippines."

(3) Japanese Immigration Control Order (article 53)

- 1) Any person subject to deportation shall be deported to the country of which he is a national or citizen.

~~SECRET~~

197

213

0297

P198
発信

外務部政務局
暗号電文

番号 : WJ-0186
日時 : 4 日 9:10
'61.

受信人 : 韓日会談 首席代表
発信人 : 長官

韓日会談進行に関して、次のように訓令します。
記

1. 平和ライン及び漁業問題

既に金潤根代表に口頭で指示したことがあるが、確認のために下のように再び指示します。資源論の討議に応じられても、平和ライン内の資源論だけでなく、日本西海岸一帯と韓国沿海及びこの両水域の水産資源に影響を及ぼす海域全般に亘って討議するもので、その順序は日本西海岸の資源論から検討することを提議するものです。そして同資源論の討議においては常に、平和ラインの妥当性及びその維持の必要性を科学的に裏付ける方向で、討議を展開していただきたく願います。

2. 在日韓人の法的地位問題

この問題に対しては在日韓人の処遇問題と財産搬入問題も討議を進行させていただきたいと願います。

P199
着信電報

大韓民国外務部

番号 : JW-0347
日時 : 9 日 12:30

東京 受信人 : 外務部長官 貴下

今日 3 月 9 日午前 10 時から 11 時半まで霞友会館で、わが側から李天祥代表他 3 名、日本側から高瀬局長他 4 名が会合して、在日韓人の法的地位問題に関する非公式的会談を持ったので、その会議内容を次のように報告するものです。

1. わが側 : 永住権者及び帰国者の財産搬出問題を含む、在日韓人の処遇に関する日本側の見解を早急に提示してくれることを要求した。

日本側は関係各省との協議がほとんど終わる段階にあるので、来週末頃にでもこれに対する日本側意見を披瀝すると言った。

2. 日本側は去る 3 月 2 日に開催した第 8 次法的地位委員会会議で、日本側が陳述した意見に対する韓国側見解を披瀝してくれることを要望した。

3. 来る 3 月 16 日木曜日午前 10 時半に再び非公式会合を持つことで合意した。

首席代表
1961.3.9.PM3:40

P200
着信電報

大韓民国外務部

番号 : JW-0398
日時 : 16 日 13:00

東京 受信人 : 外務部長官 貴下

連 : JW-0347 号

連号電文題 3 項で報告したように、今日 3 月 16 日午前に法的地位委員会非公式的会談が開催される予定であり、同非公式的会談で在日韓人の処遇に関する日本側の説明を聞くことになっていたのだが、昨 15 日午後 7 時頃日本側は関係各省間の意見調整が出ていなくて、会議開催の意味がないと延期を要請して来たので、来週に開催することになったので報告するものです。
首席代表

P201

永住帰国する在日僑胞の財産搬入問題

/

財務部税関局

P202 永住帰国する在日僑胞の財産搬入に対する意見

1. 現在までの交渉経緯分析

イ、交渉形式

在日韓人の法的地位と処遇に関する協定形式で締結する前提下で、合意議事録交換で財産搬入及び送金限度額を約定するように合意した。

ロ、交渉内容

禁制品と商品化される物品を除く全ての所有財産の搬出に対しては、原則的に日本国の同意を受けている。

ハ、問題点

送金限度額においてわが政府は 10,000 ドル、日本国は 5,000 ドルをそれぞれ主張して、現行日本国の法令範囲を超過する財産搬出問題が未決状態にある。

P203

2. 現行日本国法令と交渉経緯の比較検討

イ、現行関係法令

輸出貿易管理令第 1 条第 3 号の規定に依れば、大蔵省令に定められた標準決裁方法に依らない物品の輸出は通商産業大臣の承認が要るようになっているが、同令第 4 条第 3 号の特例規定に依れば、永住の目的で出国する者に対しては

(1) 手荷物、衣類、書籍、化粧品用品、身辺装飾用物品、その他本人の私用に供する物品は携帯品として

(2) 本人の職業上必要だと認定される物品は職業用具として

(3) 本人またはその家族が住居を設定して維持するために必要だと認定される物品は、移住貨物として、各各その搬出が許容されている。

P204 ロ、交渉経緯の比較検討

(1) 商品化される物品を除く所有財産とは、結局前記イ、の日本国現行取扱規定範囲内に属す物品として、交渉余否に拘らず国際的に公認されている慣例に過ぎない。

(2) また送金限度においても各国の外国人に対する限度を主張しているが、事実を照らして日本側は現行規定が許容する範囲内で、交渉を推進しようという心算である。

(3) 特に限度外送金問題において外換自由化の大勢を勘案して漸次許容するだろうというのは、GATT 加盟国でないわが国に対しては何らの義務的規定にならない点に照らして、規定範囲を超過する財産と外換は継続据え置きさせる方針であることが明白だ。

3. 今後の交渉指針と案の前提

イ、外国人待遇だけを受けようとしたら：

P205 交渉指針を現在までの交渉経緯のように、在日僑胞の法的地位と処遇改善に主眼点を

置き、日本国の現行規定範囲内で財産搬入を交渉するのなら、国際協約の常側の(常識的?)慣例に沿って最恵国待遇、または内国民待遇等の約款規定設定だけで別途の交渉を要しない。(送金限度問題もまた同じだ)

□、在日僑胞財産搬入で経済協力を求めるなら、財産搬入交渉の目的が愚鈍な帰国者の便宜供与に終わらず、より積極的な経済協力を求めようとするれば、現在までの地位協定とはこれを分離して請求権、漁業、文化交流等に関する協定と併せて、個別協定で財産搬入を推進しなければならないだろう。

4. 財産搬入を個別協定で交渉する理由と方法

イ、理由

(1)韓日国交正常化で、現在まで交渉した財産搬入は自動的に許容する。

P206 (2)所有財産を換価した代銭に依ってわが国経済の発展に寄与する必要物資を搬入できるようにしなければならない。

(3)日本国が反対している株式、債券等証券の搬出も、換価代銭に依る物品搬出で解決しなければならない。

(4)送金限度問題においても、日本国の現行規定に依って許容できる限度外財産を、所有物資の搬入に充当活用するようにしなければならない。

(5)永住帰国する僑胞の国内定着のためにも、所有財産を全部搬入させなければならない。

□、交渉方法

(1)日本国の現行法令の範囲を超過する全ての所有財産は、これを帰国に先立って換価処分させる。

(2)換価された代銭は韓日両政府間で合意した指定銀行の自由円貨特別計上に予置させ、所要物資の輸入決裁資金に充当できるようにする。

P207 (3)物資選定と諸手続きは賠償協定及び借款協定等に規定される選定及び手続きを準用することになる。

(4)本件財産搬入は、賠償及び借款とはその性質上区分されなければならないので、その導入方式は支払い援護書方式に依るのではなく、日貨表示%方式に依るようにしなければならない。

P208

外務部

4294年(1961年)3月10日

1. 在日韓人の法的問題に関する非公式会議

2. 時間 : 3月9日午前10時~11時

3. 会議内容

韓国側は永住権者及び帰国者の財産搬出問題を含む在日韓人の処遇に関する日本側の見解を早急に提示することを要請

日本側は来週末頃に意見を披瀝すると言った。

日本側は3月2日に彼らが提示した意見に対する韓国側の見解を要望

3月16日に非公式会議開催で合意

P209

檀紀 4294年(1961年)3月17日発送施行

外政(亜) 第1517号

檀紀 4294年(1961年)3月10日

外務部 長官

韓日会談首席代表 貴下

件名：在日韓人法的地位問題に関する訓令の件

(代：MT-0284号、JW-0304号電文)

上記代号電文で請訓された件に関して別添のように資料送付しますので参考になさるようお願いいたします。

追記：別添資料は西ソと香港の永住権に係る法令であるが、その他の国家の関係法令は収集調査し次第に送付いたします。

REGULATIONS OF EDUCATION
ON

THE FEDERAL LAW PERTAINING TO THE SOJOURN AND
ESTABLISHMENT OF FOREIGNERS (MARCH 1, 1949)

~~SECRET~~

Article 9:

In the familial authorization (for sojourn and residence) obtained in the name of the Chief of the family (husband, mother) shall be included, when they live in a common household, the members of the family in its narrowest sense of the word, i.e. husband and wife and their children, and if such should be the case, mother and her natural children, under the condition that they have all the same nationality or are not, all of them, in possession of papers and that they are all provided with or obtain the authorization of the same kind, in other words, an authorization for residence or establishment or toleration.

The permission for the pursuit of a lucrative activity in relation to a familial authorization for residence or toleration shall be valid, unless there is a contrary decision, only for the chief of the family.

The length of the familial authorization, including the trial period, shall be related to

210

235

~~SECRET~~

0321

~~SECRET~~

members of the family.

The child born from parents in possession of a familial authorization shall be placed, without other formalities, under the benefit of this authorization, from the day of his birth, if he fulfills the conditions necessary for his delivery. If the parents are not in possession of a familial authorization, the child shall be placed, from the day of his birth, under the benefit of the same authorization as his mother's.

Remarks: 불어원본을 당부에서 영위함.

~~SECRET~~

236

0322

211

Règlement d'exécution
de

~~SECRET~~ Loi fédérale sur le séjour et l'établissement des
étrangers

(Du 1^{er} mars 1949)

Art. 9:

Dans l'autorisation familiale établie au nom du chef de famille (mari, mère) seront compris, lorsqu'ils vivent en ménage commun, les membres de la famille au sens restreint du terme, c'est-à-dire les conjoints et leurs enfants et, le cas échéant, la mère et son enfant naturel, à la condition qu'ils aient tous la même nationalité ou soient tous sans papiers et que tous possèdent ou obtiennent le même genre d'autorisation, autrement dit une autorisation de séjour ou d'établissement ou une tolérance.

La permission d'exercer une activité lucrative liée à une autorisation familiale de séjour ou à une tolérance n'est valable, sauf décision contraire, que pour le chef de famille. La durée de l'autorisation familiale, y compris le temps d'essai, se rapporte à tous les membres de la famille.

L'enfant ne de parents possédant une autorisation familiale est mis sans autre formalité, dès sa

212

237

~~SECRET~~ 0323

SECRET

au bénéfice de cette autorisation s'il
remplit les conditions nécessaires à sa délivrance.

Si les parents ne possèdent pas une autorisation
familiale, l'enfant est mis dès sa naissance au
bénéfice de la même autorisation que sa mère.

0324

43

238

~~SECRET~~
LAW AND CUSTOMS ON THE GRANTING OF THE STATUS
OF PERMANENT RESIDENCE TO ALIENS IN HONG KONG:

There is no written law or regulation providing for the granting of permanent residence to aliens. It is practiced under the discretion of the Director of the Immigration Office of the Government of Hong Kong. The aliens residing in Hong Kong are classified into three categories, and the conditions of granting residences are as follows:

Category A:

An alien who has resided in Hong Kong for more than 2 year and half falls under this category. The descendant of the above-mentioned person is automatically entitled to enjoy the same rights as his (her) parents do. An alien belonging to this category may reside there permanently unless otherwise instructed by the Immigration Office.

Category B:

An alien who entered there under the employment contract for more than six months comes under this category. The above mentioned person may be permitted to reside there during the period of his employment

214

239

~~SECRET~~

0325

contract.

~~SECRET~~

Category C:

An alien who entered Hong Kong with the Victoria Visa may reside there for three months and the period of sojourn may be extended longer.

Remarks: 원본에서 직접 발취한 것이 아니고 홍콩총영사관으로
부리의 보고에 의하여 당부에서 영취한 것임.

215

240

0326

P216

大韓国外務部

番号 : JW-03145

着信電報

日時 : 23 日 17:40

東京

受信人 : 外務部長官 貴下

連 : JW-0398.

今日 3 月 23 日午後 2 時半から霞友会館で、わが側から李天祥代表他 3 名、日本側から高瀬局長他 4 名が会合して、約 1 時間の間在日韓人の法的地位問題に関する非公式的意見を交換したので、その内容を次のように報告するものです。

1. 日本側は在日韓人の処遇問題と永住帰国者の財産搬出問題は、これを合意議事録で韓国側の希望を日本側が了承するという形式で規定するのが良いと言い、その理由として

(1) 第三国との関係即ち最恵国民待遇条項、または台湾系中国人処遇問題において不必要な紛争を避けること

(2) 国家の体面維持

という二つを挙げた。

これに対してわが側は、技術的で細目的な事項は合意議事録で規定しても、在日韓人の処遇に関する問題及び永住帰国者の財産搬出問題に関する大原則位は、これを協定本文で規定しなければならないと主張した。

日本側は、このような協定本文で規定される原則は漠然とした表現が良いだろうと言い、これを研究してみると言った。

2. 日本側は在日韓人の処遇に関する全般的な意見陳述は、来週中に可及的にするといい(わが側はこれを文書で提示することを要求した)、

1) 教育問題においては義務教育及び教育機会均等付与に関して検討考慮中

2) 永住帰国者の財産搬出は、原則的に全財産を何の制限なく搬出できる点

3) 生活扶助問題においては、当分の間現状を維持する線で考慮中

P217 等、断片的な意見を陳述した。

これに対してわが側は、くり返して処遇問題に関する全般的な意見を早急に提示してくれるように促したが、

日本側は積極的に努力すると言い、韓国側でも強制退去問題、永住権者の範囲、韓国側が発行する証明書の様式等に関して、意見を早急に表してくれることを希望すると言った。

3. 韓国側が発行する証明書に関して、わが側はできるだけ簡便な方式を考慮中であると言ったが、日本側は韓国側ではこのような証明書をなくすという意向を表したことがあると聞いているが、これは日本側としては受諾するのが困難だと言いながら、日本側としてはどんな形式であろうとも韓国側で証明書を発行することを希望すると言った。これに対してわが側は、証明書発行をなくそうというのは首席代表間の会談において韓国側が提示したひとつの代案と聞いていると言い、これは在日韓人の国籍問題と関連があるので日本側でも慎重に考慮してくれることを要求した。

4. 次の会議は暫定的に来週木曜日 3 月 30 日午前 11 時に定めた。

首席代表

1961.3.24.AM10:00

P218

大韓国外務部

番号 : JW-03197

着信電報

日時 : 30 日 16:40

東京

受信人 : 外務部長官 貴下

今日 3 月 30 日午前 11 時から霞友会館で、わが側から李天祥代表、陳弼植代表、文哲淳参事

官、他 1 名、日本側から高瀬入管局長、池上努検事、他 3 名が会合して約 1 時間の間、法的地位問題に関する非公式的意見を交換したので、その内容を次のように報告するものです。

1. 日本側は永住帰国者の財産搬出問題と永住権者の処遇問題に関しては、韓日会談全般に好影響を及ぼすように関係各省と協議を継続中と言いながら、各個別問題に関して次のような意見を陳述した。

1) 永住帰国者の財産搬出及び送金問題：

永住帰国者の財産搬出は現金と物品に区別されるが、物品に関してはイ)携帯品、ロ)引越し荷物、ハ)職業用品の三範疇に属す物は、何ら制限と賦課金の徴収なしに搬出できる。しかしどのような物品がこのような三範疇に属すかという判断は、仮装輸出を防止する意味で日本の関係当局(税関)でなければならないだろう。その他『プラン D』のような物の搬出に関しては永住帰国者の所有に属す以上これを搬出できるが、「無為替輸出」の承認を貰って搬出するようにするのが良い。現金に関しては永住帰国者は 1 世帯当り米貨 5,000 ドル(日貨 180 万円)まで搬出できるようだ。それ以上の金額に関しては勿論全額を搬出できるが、搬出方法に関しては日本の外換事情、帰国者の数等を考慮して、別途に定めるようにするのが良い。したがって永住帰国者はいっぺんに全財産と現金を搬出できないが、適当な時期を置いて分割し、自分の所有に属す全財産を搬出するには異議がない。

P219 上記したような趣旨の協定上の表現は別問題に属すものであり、技術的で細目的なことは合意議事録で規定するのが良いと思う。

2) 永住帰国者の教育問題：

永住帰国者の教育問題は永住権者の範囲とも関連があるが、原則的に永住権者は公立の中学校及び小学校の義務教育を受けられるし、上級学校への進学に関しても均等な機会を付与する。(現在義務教育を受ける者一人当り年 8 千円の国庫補助金が支給されていると言う) 韓国側が設立する「学習学校」の公的な資格は、これを認定できない。?!これは現在施行されている内容と同一なものだが、これを協定上保障することであり、その表現は別途の問題に属す。

3) 生活保護問題：

永住権者の生活保護問題に関しては当分の間、現状をそのまま維持して施行し続けることにするが、この協定上の表現は別途に考慮する。

2. 上記した日本側の見解に対してわが側は、単に教育や生活保護問題だけでなく一般的な財産権の保障、職業権、経済活動等においても、永住権者は内国人に準じる待遇を付与しなければならないだろうと言ったが、

日本側は、彼らが正式に永住権を付与受ければ実質的に解決する問題だと言った。

3. 上記第 1 項で言及した日本側の意見は、来週後半に公式会議を開催し、日本側から正式に文書にしてわが側に手渡すことにした。同問題に対してわが側は、本国政府と相談した後に、韓国側の意見を陳述すると言った。

首席代表

1961.3.31.AM11:00

P220

大韓民国外務部

番号：JW-0433

着信電報

日時：6 日 14:25

東京

受信人：外務部長官 貴下

連：JW-03197 号

今日 4 月 6 日午前 10 時から 11 時半まで日本外務省会議室で、「在日韓人の法的地位に関

する委員会」第9次会議を開催したので、その会議内容の概要を次のように報告し、詳細な内容は次のパウチ便で報告いたします。

1. 日本側は法的地位委員会日本側随員である長谷川信蔵法務省民事局第五課長が転出したので、後任として星智孝氏を紹介した。
2. 続いて日本側は去る3月30日非公式会議で話したことに沿って、永住帰国者の財産搬出問題、永住権者の処遇問題に関して次のような意見を陳述した。(日本側の発言は今日午後にこれを文書にしてわが側に手渡すと行ったので、明日付パウチ便で送付いたします)

1) 財産搬出問題

イ) 永住帰国する在日韓人は、彼が所有する全財産を搬出するのに対して日本側は原則的に異議がない。その時期、方法等の具体的細目に関しては別途に WORKING GROUP で検討し、必要な事項はこれを合意議事録に記録する。

ロ) 日本の輸出管理面、外換管理面等から全く無制限に搬出することはできないので、原則的に異議がないという言葉を挿入したのであり、原則的に異議がないという意味は輸出禁制品(麻薬、風俗を害する物品等)と一般的な商品と認められるものだけを除外して、携帯品、引越し荷物及び職業用具を搬出できることを言う。

P221 八) その他の物品はこれを換金して持って行くのだが、これに関しては1世帯当り180万円まで搬出できる。180万円を超過する金額は、これを本人の名義で日本の銀行に預置して、日本国法令と外換自由化等の事情を考慮し、漸次的に本国に送金するようにする。

二) 上記した方式に依って永住帰国者は自分の全財産をいっぺんに搬出できるものと、日本側は考える。

ホ) 日本側は在日韓国人が自分の能力で成した全財産を搬出するのに対しては、何ら異議がなく、上述したのはただ日本国の法令を考慮したのに過ぎないと指摘した。

2) 教育問題：

協定上の永住権者は公立の中学校及び小学校に就学できることを約束する。永住権者の子孫に関してはこれを約束できないが、韓国側の希望を何か適当な形態でこれを保障する。

3) 生活保護問題：

協定上の永住権者は当分の間、日本国生活保護法の利益を享受できることを約束する。子孫に関してはこれを約束できないが、永住権者と同居する未成年の生活保護問題を考慮しないという意味ではない。

3. 上記した財産搬出問題、処遇問題等は、「合意議事録」で規定することを日本側は提言した。

4. 上記した日本側の意見をわが側に手渡してくれることを要請したが、

日本側は文書にして手渡すことを約束した。

これにわが側は同文書を受け取って本国政府に請訓した後、これに関する韓国側の意見を陳述すると言い、ただ次の幾つかの点に関する日本側の意見を聞いた。

イ) 教育問題に関して日本側は義務教育に限って意見を陳述したが、その他の問題においての意見を日本側に質問したところ、

日本側は上級学校に関しては入学、その他の事項に関して、国籍に依る制限がないので、所定の条件だけ備えれば進学できると言った。

P222 ロ) 経済活動において、韓国人ということで差別や制限を受けてはならないと韓国側は考えているが、これに対する日本側の意見はどうか。

これに対して日本側は、韓国人だからといって差別待遇はしないだろうが、日本国

法律で禁止されているものは除外されると言った。

5. 日本側は本委員会で討議されている諸般問題に関する韓国側の具体的意見を早急に披瀝してくれることを要望した。

これに対してわが側は、現在諸般問題に関して本国政府で鋭意検討中なので、遠からずこれに関する韓国側意見を陳述すると言った。

6. 次の会議は暫定的に 4 月 13 日(木曜日)午前 11 時に会合を持つことで決定した。

韓日会談 首席代表

1961.4.7.AM9:45

P223 韓日予会 第 64 号

檀紀 4294 年(1961 年)4 月 6 日

第五次韓日会談予備会談

首席代表 兪鎮午

外務部長官 貴下

件名： 在日韓人法的地位に関する委員会関係文書送付の件

(連: 4 月 6 日付電文 JW-0433 号)

頭の件代号電文で日本側発言内容に関する文書を送付することを報告いたしましたが、同発言内容に関して別添のように日本外務省から文書を貰ったので送付いたしますから検討していただくように願います。

別添： 日本側発言要旨 1 部

以上

~~SECRET~~

~~極秘~~

1961年4月6日

1. 永住帰還者の持帰り財産

(1) 合意議事録において、

韓国側より、協定上の永住を与えられる資格のある在日韓国人が永住の目的で韓国に帰還する場合には、その所有するすべての財産を搬出しうるよう日本国政府が措置することを希望するとの趣旨を述べ、これに対し、日本側より、日本国政府はこれらの者のすべての財産搬出に原則として異存がない旨答えることとする。

(2) ただし、搬出の時期、方法等具体的細目については、おつてワーキング・グループで討議し、必要なものについてはその結論を合意議事録にとどめる。

(3) 日本側としては、輸出貿易管理面、外国為替管理面等からして、すべての財産を全く無制限に搬出することと認める旨約束す

224

~~SECRET~~

0336

250



ることとはできない。合意議事録中の日本側発言に「原則として」という字句を挿入するのはそのためである。

（9） 日本側のいう「原則として異存がない」という意味は次のとおりである。

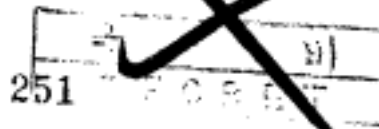
（イ） 麻薬、火薬類、風俗を害するおそれのある文書等いわゆる禁制品目の搬出は認めることができない。

（ロ） 明らかに商品取引の対象となるものの搬出を認めることは、正常でない取引の材料を提供することになり、日韓双方にとり好ましくない事態を生ずるおそれがあるので、これも認めることはできない。

（ハ） したがって、永住帰還者が搬出しうる荷物は、携帯品、引越荷物及び職業用具とするが、通常の場合、これによつて帰還者はその財産をすべて持ち帰ることができる。

（ニ） 永住帰還者が物で持ち帰れないものは、

225



0338



これを換金して持ち帰ることになるが、帰還の際持ち帰りうる資金は、一世帯当り180万円まで認められる。

180万円を超える分については、本人の名義で日本の銀行に預金し、日本国の法令の範囲内において、為替自由化の大勢とも見合いつつ、逐次本国に送金することが認められる。

(4) したがって、帰還者はその所有する財産をすべて持ち帰ることができるわけであり、しかも、その殆んどは、帰還の際一度にすべてのものを持ち帰れるものと思われる。

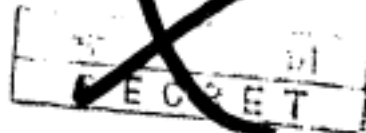
2 教育

(1) 合意議事録において、

韓国側より、協定上の永住を許可された在日韓国人で引き続き日本国に在留するものが日本国の公立の小学校および中学校への入学を希望する場合には、その入学が認め

226

252



0339

~~SECRET~~

り日本国政府が措置することを希望するとの趣旨を述べ、これに対し、日本側より、日本国政府はこれらの者に対しては原則として入学を認めるよう措置する用意がある旨答えることとする。

(2) 協定上の永住を許可された者の子孫の教育の問題については、協定の対象者と同等の約束をすることはできないが、韓国側の希望を何らかの形で合意文書とすることを検討する用意はある。

3. 生活保護

(1) 合意議事録において

(1) 韓国側より、協定上の永住を許可された在日韓国人で引き続き日本国に在留するものに対し、日本国政府が生活保護に関する日本国法令に規定すると同様の利益を引き続き享受させることを希望するとの趣旨を述べ、これに対し、日本側より、日本国政府はこれらの者に対しては、

227

253 ~~SECRET~~

0340

~~SECRET~~

引き続き当分の間、同様の利益を享受させる用意がある旨答え、続いて、

- (a) 日本側より、日本国政府は韓国政府が在日韓国人の生活を安定させ、貧困者を救済するためできる限りの措置をとるよう希望する旨述べ、これに対し、韓国側より、韓国政府は日本国政府の希望にそうようできる限りの措置を講ずる用意がある旨答えることとする。
- (b) 協定上の永住を許可された者の子孫にまで、協定の対象者と同様に生活保護を与えることを約束することはできないが、このことは、永住を許可された者と生計を一にする未成年の子に生活保護を与えないということは何ら意味するものではない。

254

~~SECRET~~

0341

228

P229

大韓国外務部

番号 : JW-0470

着信電報

日時 : 10 日 13:30

東京 受信人 : 外務部長官 貴下

連 : 韓日会予 第 64 号

連号電文で既に送付し検討を要請したことがある、在日韓人の法的地位問題に関する日本側文書に関して、次の会議が開催される 4 月 13 日(木曜日)以前に検討結果を知らせていただけるように願います。

首席代表

1961.4.10.PM2:30

P230

大韓国外務部

番号 : JW-0587

着信電報

日時 : 11 日 16:40

東京 受信人 : 外務部長官 貴下

今日 11 日午前 10 時から霞友会館で在日韓人の法的地位問題に関する非公式的会合を持ちましたので(わが側から李天祥代表他 3 名、日本側から高瀬局長他 3 名)、これに関して次のように報告するものです。

1. 日本側は去る第 10 次法的地位公式会議で披瀝したわが側見解に対しては、まだ関係各省と協議中と言い、早急な日時に日本側の立場を明らかにすると言った。

2. 日本側は

イ) 永住帰国する在日韓人の内、貧困者に支給する 1 世帯当り 2,000 ドル問題

ロ) 国籍確認問題

ハ) 内国民待遇問題

の三問題の中で、どの問題に最も重要性を置いているのか知りたいと言い、そのような問題から先に関係省と折衝すると言った。特に 2,000 ドル支給問題に関して日本側は、これを請求権に含ませるのが良いだろうという私的意見を述べた。

これに対してわが側は勿論、国籍確認、内国民待遇等の順序で重要性を持つものであり、2,000 ドル支給問題は在日韓人の内、貧困な者が韓国に再定着するのに必要な金額なので、協定本文外の別途の合意文書に依って規定するのは考慮できるが、これを対日請求権に含ませることはできないと言った。

3. 永住権付与の方式に関して、日本側はどのような形式であれ韓国側で発給する証明書を、永住権付与の必要条件とするのが良いと言った。これに(続く)

P 2 3 1 この頁は紛失し、全く違う 711 文化財小委員会の 3 1 頁が紛れ込んでいる。

ない物は皆日本に搬出されたと主張することと、古墳は皆日本人だけが盗掘したというような発言は、これからもっと討議され調査されなければならないと言った。

次の会合に対しては 5 月 16 日午後 2 時で合意した。

以上